

令和 8 年 5 月 26 日			
第 1 回総合計画審議会			
資	料	No.	2

○上越市総合計画審議会条例

昭和 4 6 年 7 月 3 0 日

条例第 8 6 号

改正 昭和 4 8 年 6 月 3 0 日条例第 3 7 号

昭和 5 3 年 3 月 2 7 日条例第 2 6 号

昭和 5 7 年 9 月 2 8 日条例第 5 5 号

昭和 6 3 年 3 月 2 4 日条例第 1 号

平成 4 年 3 月 2 5 日条例第 2 7 号

平成 7 年 3 月 2 7 日条例第 3 号

平成 1 1 年 3 月 2 4 日条例第 6 号

平成 1 4 年 3 月 2 9 日条例第 1 0 号

平成 1 4 年 6 月 1 9 日条例第 3 5 号

平成 1 5 年 3 月 2 7 日条例第 4 号

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日条例第 1 8 9 号

平成 2 2 年 3 月 1 7 日条例第 1 号

平成 2 4 年 3 月 2 6 日条例第 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日条例第 5 7 号

令和 5 年 3 月 2 4 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、上越市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 3 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者

- (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 関係諸団体の役員及び職員
 - (6) 公募に応じた市民
 - (7) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第37号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年7月16日から施行する。

附 則（昭和53年条例第26号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第55号）抄

(施行期日)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第27号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第6号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第28号で平成11年7月1日から施行）

附 則（平成14年条例第10号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第189号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年条例第２号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

○上越市総合計画審議会規則

昭和46年7月30日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市総合計画審議会条例（昭和46年上越市条例第86号）の規定に基づき、上越市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるための部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(幹事)

第3条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の能率的かつ有機的な調査審議を図るため、上越市総合計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に必要な調査をするとともに、計画の進行管理に当たる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

審議会の運営について

1 審議会の進め方について

(1) 会議時間について

- ・原則として、1 回の会議について概ね 2 時間程度とする。

(2) 上越市審議会条例第 6 条に基づく対応

- ・審議会は、会長が招集し、会長が議長となることとする。
- ・審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとする。

2 審議会の日程

- ・審議会の日程は、別紙「資料No. 4」上越市総合計画審議会 開催計画（案）」のとおりに行うものとする。

3 会議情報の公開について

(1) 会議及び会議録の公開

- ・会議及び会議録については、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」及び「上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」に基づき、原則として公開する。

(2) 委員名簿の公開

- ・委員名簿は、公開する。名簿には、名前、所属等を記載し、さらに審議会の役職名（会長、副会長）を記載する。

(3) 会議録の公開方法

- ・会議資料は、原則として会議終了後、市役所木田庁舎（市政情報コーナー）、総合事務所、出張所等へ備え置くとともに、市のホームページで公開する。
- ・議事録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後、会長及び副会長の確認を経て会議資料と同様の方法により公開する。
- ・なお、発言者の委員名についても公開する。

令和 8 年 5 月 26 日
第 1 回総合計画審議会
資 料 No. 4

上越市総合計画審議会 開催計画（案）

時 期	内 容	
令和 8 年 5 月 26 日	第 1 回審議会	審議会の運営等について 上越市の現状と課題について 市民の声アンケートの結果について
6 月 3 日～8 日	市民参画	まちづくり市民意見交換会（市内 4 会場 計 4 回）
6 月	市民参画	分野別グループインタビュー
7 月	第 2 回審議会	後期基本計画の骨子（案）について 市民意見交換会の開催結果について グループインタビューの結果について 他
8 月	第 3 回審議会	・後期基本計画（案）について
10 月	市民参画	・パブリックコメント実施 ・市民説明会
11 月	第 4 回審議会	・後期基本計画（案）について ※パブリックコメントの反映
	最終答申	・答申
12 月	12 月議会	議案提案・議決
令和 9 年 3 月	配 布	第 7 次総合計画後期基本計画の公表（冊子配布）

第7次総合計画後期基本計画の策定について

計画策定の目的等について

目 的

○令和9年度から12年度までの4年間の基本方針やその柱となる取組、目標等を定めた後期基本計画を策定し、総合計画の一層の推進を図ることで、将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現を目指すもの。

計画の全体構成

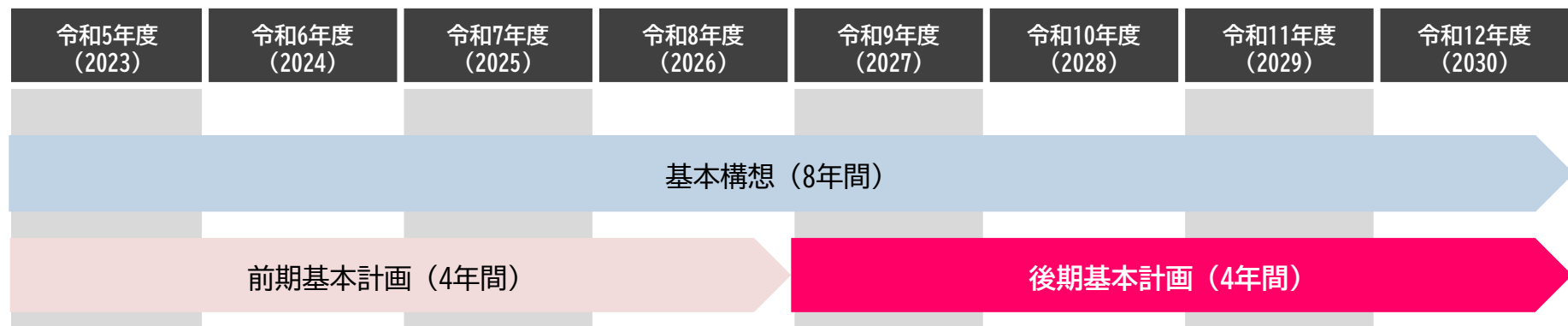
基本構想

基本計画

構成	項目	内容
基本構想	基本理念	長期的な視点を踏まえた、まちづくりの根本に据える理念、目標
	将来都市像	市政運営により目指す、8年後のまちの姿
	将来都市像の実現に向けて	将来都市像の実現を目指す上での、基本目標とその目標達成に向けた政策の方針など
	土地利用構想	将来都市像を実現するための土地利用の基本的な考え方
基本計画	基本目標別施策	それぞれの基本目標に基づく政策を具体化していくための取組の方向性
	重点テーマ	直面する重要課題に対して、横断的かつ重点的に取り組む政策テーマ
	計画の推進に当たって	計画の推進に当たり、大切にする視点など

今回
策定

計画期間



計画の全体構成(詳細)について

構成		項目		内容
基本構想	これからのまちづくりの基本的な考え方	基本理念	長期的な視点を踏まえた、まちづくりの根本に据える理念、目標	上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現 ～生きる力を備えたまちづくり・ひとづくり～
		将来都市像	市政運営により目指す、8年後のまちの姿	暮らしやすく、希望あふれるまち 上越
		将来都市像の実現に向けて	将来都市像の実現を目指す上での、基本目標とその目標達成に向けた政策の方針など	5つの基本目標 ①支え合い、生き生きと暮らせるまち ②安心安全、快適で開かれたまち ③誰もが活躍できるまち ④魅力と活力があふれるまち ⑤次代を担うひとを育むまち 14の政策 (政策推進の考え方) (1) 総合計画とSDGsの一体的な推進 (2) デジタル技術の活用促進 (3) 持続可能な行財政基盤の構築
		土地利用構想	将来都市像を実現するための土地利用の基本的な考え方	①めりはりのある土地利用 ②暮らしを支える拠点の構築 ③人や物の移動を支える交通ネットワークの構築
基本計画	基本構想に基づく政策を具体化していくための取組の方向性	基本目標別施策	それぞれの基本目標に基づく政策を具体化していくための取組の方向性	38の施策 98の施策の柱
		重点テーマ	直面する重要課題に対して、横断的かつ重点的に取り組む政策テーマ	① 活動人口の創出(ヒューマン) ② 地域活力の創造(コミュニティ) ③ 地域DXの推進(デジタル) ④ 脱炭素社会の形成(グリーン)
		計画の推進に当たって	計画の推進に当たり、大切にする視点など	① 計画の推進に向けた視点(市民起点による取組の推進、連携、連動・共創の推進) ② 計画の進捗管理 ③ 計画の評価検証 ④ 各種個別計画の管理

基本目標別体系一覧について

将来都市像の実現に向け、
5つの基本目標、14の政策、**38の施策**、**98の施策の柱**に体系化

基本目標	政策	施策	施策の柱
① 支え合い、生き生きと暮らせるまち	① いつまでも元気で暮らせる健康づくり	① ことごと体の健康の増進 ② 地域医療体制の充実	① 健康づくり活動の推進 ② ことごと健康サポートの推進 ③ 公衆衛生環境の向上 ① 上越地域医療センター病院の機能拡充 ② 地域医療ネットワークの充実
	② 地域の支え合いで安心できる福祉の推進	① 高齢者福祉の推進 ② 障害者福祉の推進 ③ 複合的な課題を抱える世帯への支援	① 介護予防の推進 ② 生きがいの推進・出番の創出 ③ 最適な高齢者福祉サービスの提供 ① 障害福祉サービスの充実 ② 社会参画の促進 ① 相談支援体制の強化 ② 自立へ向けた支援の充実
② 安心安全、快適で開かれたまち	① あらゆる災害に柔軟に対応する力の向上	① 災害への対応力の強化	① 危機管理能力の向上 ② 自然災害への対応力の強化 ③ 原子力災害への対応力の強化
		② 災害に強い都市構造の構築	① 地震に強い都市構造の構築 ② 治山治水対策の推進 ③ 災害に強い住環境の構築
		③ 地域防災力の維持・向上	① 防災意識の向上 ② 自主防災活動の推進
	② 日常を支える安心安全の土台の強化	① 消防体制の整備	① 常備消防体制の整備 ② 消防団活動の推進
		② 防犯・交通安全対策の推進	① 多様化・巧妙化する犯罪への対応 ② 地域防犯力の向上 ③ 防犯・交通安全意識の向上
		③ 快適な生活環境の保全	① ごみの適正処理の推進 ② 公害対策の推進 ③ 生活排水処理対策の推進
	③ 快適に暮らせる空間の整備・充実	① 都市空間の整備・充実	① 施設の長寿命化の推進 ② 効率・効果的なインフラ整備 ③ 良好な景観・安らぎある都市空間の創出
		② 土地利用政策の推進	① 適正な規制と誘導の推進 ② 持続可能な都市構造の構築
		③ 交通ネットワークの確立	① 利用しやすい地域交通の確保 ② 広域交通網との連結強化 ③ 冬期間の交通網の確保
	④ 豊かな自然と調和した社会の形成	① 自然環境の保全	① 生物多様性の保全 ② 環境に配慮した事業活動の推進
		② 地球環境への負荷が少ない社会の形成	① ごみの減量とリサイクルの推進 ② 省エネルギー化の推進 ③ 再生可能エネルギーの普及 ④ 環境学習と保全活動の推進

基本目標	政策	施策	施策の柱
③ 誰もが活躍できるまち	① 一人一人の個性がいかされ活躍できる環境づくり	① 人権・多様性の尊重 ② 男女共同参画の推進 ③ 若者が活躍できる環境づくり	① 人権・非核平和の推進 ② 多文化共生の推進 ③ ユニバーサルデザインの推進 ① 男女共同参画意識の向上 ② 女性活躍・女性参画の促進 ③ 相談支援体制の充実 ① 生活支援の充実 ② 交流機会の創出 ① 地域を担う人材育成 ② 地域自治の推進 ③ 地域コミュニティ活動の活性化 ① 市民活動の支援 ② 市民参画と連携・協働の推進 ① 支え合い体制の強化 ② 関わりの創出・拡大 ③ 移住定住の推進
	② 人と人、人と地域のつながりの形成	① コミュニティの充実 ② 多様な市民活動の促進 ③ つながりの創出・拡大	
④ 魅力と活力があふれるまち	① 新たな価値を創り出す産業基盤の確立	① 地域に根づく産業の活性化 ② 企業立地・物流拠点化の推進 ③ 新産業・ビジネス機会の創出 ④ 雇用機会の拡大と就労支援	① 工業の活性化 ② 商業の活性化 ③ 中小企業・小規模企業の振興 ① 企業立地の推進 ② 直江津港の拠点性の強化 ③ 新産業・成長産業の創出 ④ 起業・創業の支援 ③ 新市場開拓の促進 ① 地元企業の認知度向上 ② 雇用環境の向上 ③ 職業能力の習得・向上
		② まちの魅力をいかしたにぎわいの創出	① 観光振興の強化 ② シティプロモーションの推進
		③ 活力ある農林水産業の確立	① 農業の振興 ② 林業・水産業の振興 ③ 農林水産業の価値と魅力向上
			① 担い手の確保・育成 ② 生産基盤の強化・充実 ③ 農業の収益性の向上 ① 担い手の確保・育成 ② 森林・水産資源の保全・活用 ③ 林業・水産業の収益性の向上 ① 魅力ある地域資源の有効活用 ② 食育・地産地消の推進 ③ 喜びと生きがいを感じられる生産活動の推進
	① 安心して子どもを産み育て、健やかに育つ環境づくり	① 切れ目のない子育て支援 ② 子育て環境の充実	① 母子保健の充実 ② 子育て家庭への経済的支援 ③ 子どもの育ち支援の充実 ① 保育園等の充実 ② 多様な保育サービスの提供 ① 学力向上の推進 ② 特色ある学校教育の推進 ① 全ての子どもの学びの保障 ② 学校の適正配置・学びの環境の整備 ① 多様な学習機会の充実 ② 多様な学習活動の推進 ① スポーツ活動の充実 ② スポーツ環境の充実 ① 歴史・文化的資源の保存と活用 ② 文化・芸術活動の推進
		② 自ら学ぶ心豊かなひとづくり	
	② 自ら学ぶ心豊かなひとづくり	① 主体的な学びを支える学校教育の充実 ② 教育環境の充実	
		③ 生涯にわたる学びの推進	
	③ 生涯にわたる学びの推進	① 多様な学びの推進 ② スポーツの振興 ③ 文化活動の振興	

上越市の現状と課題について

- 1 基本目標別施策の状況
- 2 人口・世帯等の状況

1 基本目標別施策の状況

基本目標別施策の状況(まとめ)

前期基本計画の評価検証

①市（各部署）の取組

- ・これまでの取組の成果や、施策を取り巻く外部環境の変化等を抽出し、各施策の課題を明らかにした。

(個々の状況は、別冊「基本目標別施策の評価検証(38施策)」を参照)

- ・外部環境の変化や課題については、各施策固有の事項のほか、全施策に共通する事項も多数あった。(下記参照)

【全施策で共通する変化や課題】

- ・地域や団体等の担い手・人材不足
- ・地域コミュニティ力の低下
- ・物価や人件費等の高騰
- ・働き方やライフスタイル等の多様化
(リモートワークの普及、核家族化等)
- ・外国人の受け入れ
(外国人市民(人材)、インバウンド等)
- ・デジタル化の進展

②成果指標

- ・成果指標の進捗状況は以下のとおり。

最終目標達成 →34項目 やや進捗 →32項目
中間目標達成 →9項目 遅れている →30項目
順調 →17項目

- ・基本目標1「支え合い、生き生きと暮らせるまち」及び5「次代を担うひとを育むまち」に係る成果指標は順調に推移。

- ・基本目標3「誰もが活躍できるまち」及び4「魅力と活力があふれるまち」に係る成果指標は全体的に進捗が遅れている。

【進捗が遅れている主な施策】

※「やや進捗」又は「遅れている」の指標が多くある施策

- ・2-2-2 防犯・交通安全対策の推進
- ・2-3-3 交通ネットワークの確立
- ・3-1-3 若者が活躍できる環境づくり
- ・3-2-1 コミュニティの充実
- ・3-2-2 多様な市民活動の促進
- ・4-3-3 農林水産業の価値と魅力向上

③市民の声アンケート

- ・前回調査と比較し、市取組の満足度・重要度ともに、全体的に低下傾向にあった。

- ・市取組の満足度【分野別】

【高】生活環境(ごみ等)、健康福祉
教育・文化・スポーツ

【低】産業・経済

- ・市取組の重要度【分野別】

【高】生活環境(防災・防犯)
都市整備・生活基盤分野(インフラ関係)

【低】産業・経済、行財政・市民参画

【重要度が高く、満足度が低い主な項目】

※64項目中9項目が該当

- ・医療体制の充実
- ・公共交通の利便性の向上
- ・雪対策
- ・身近な生活道路の整備

課題への対応

※後期基本計画
の施策に反映

(1) 38施策の「個々の課題」への対応

※各施策の主な課題は、別冊「基本目標別施策の評価検証(38施策)」を参照

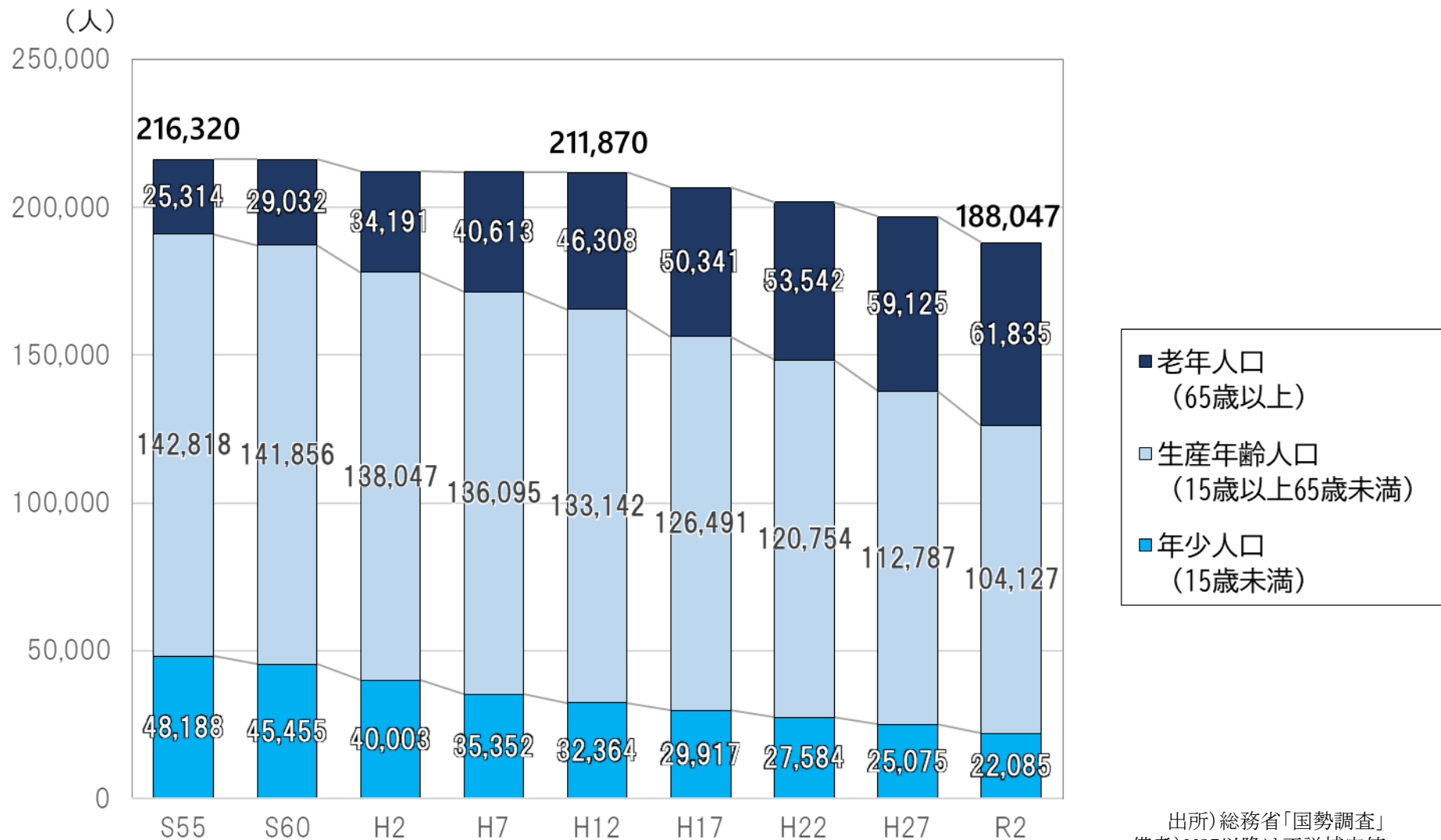
(2) 全施策に共通する「まちづくりの課題(案)」への対応

- ① 担い手不足や支え合い体制の弱体化、市内経済の縮小など、人口減少・少子高齢化の影響の深刻化
- ② 自然災害など、市民生活や事業活動を脅かすリスクの増加・多様化
- ③ ライフスタイル・価値観の多様化
- ④ インフラの老朽化
- ⑤ 地域課題の解決や行政サービスのデジタル化

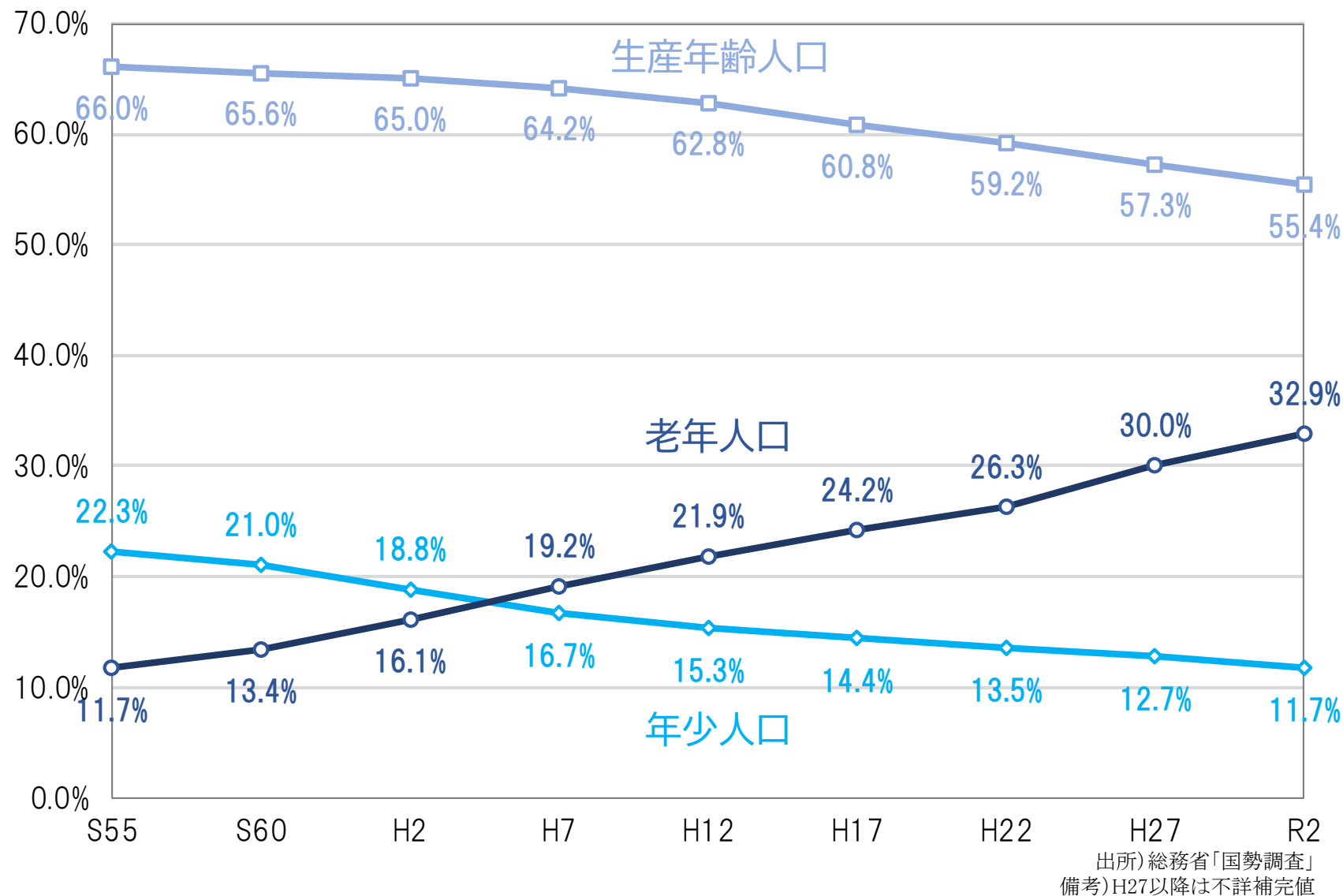
2 人口・世帯等の状況

(1) これまでの人口の推移

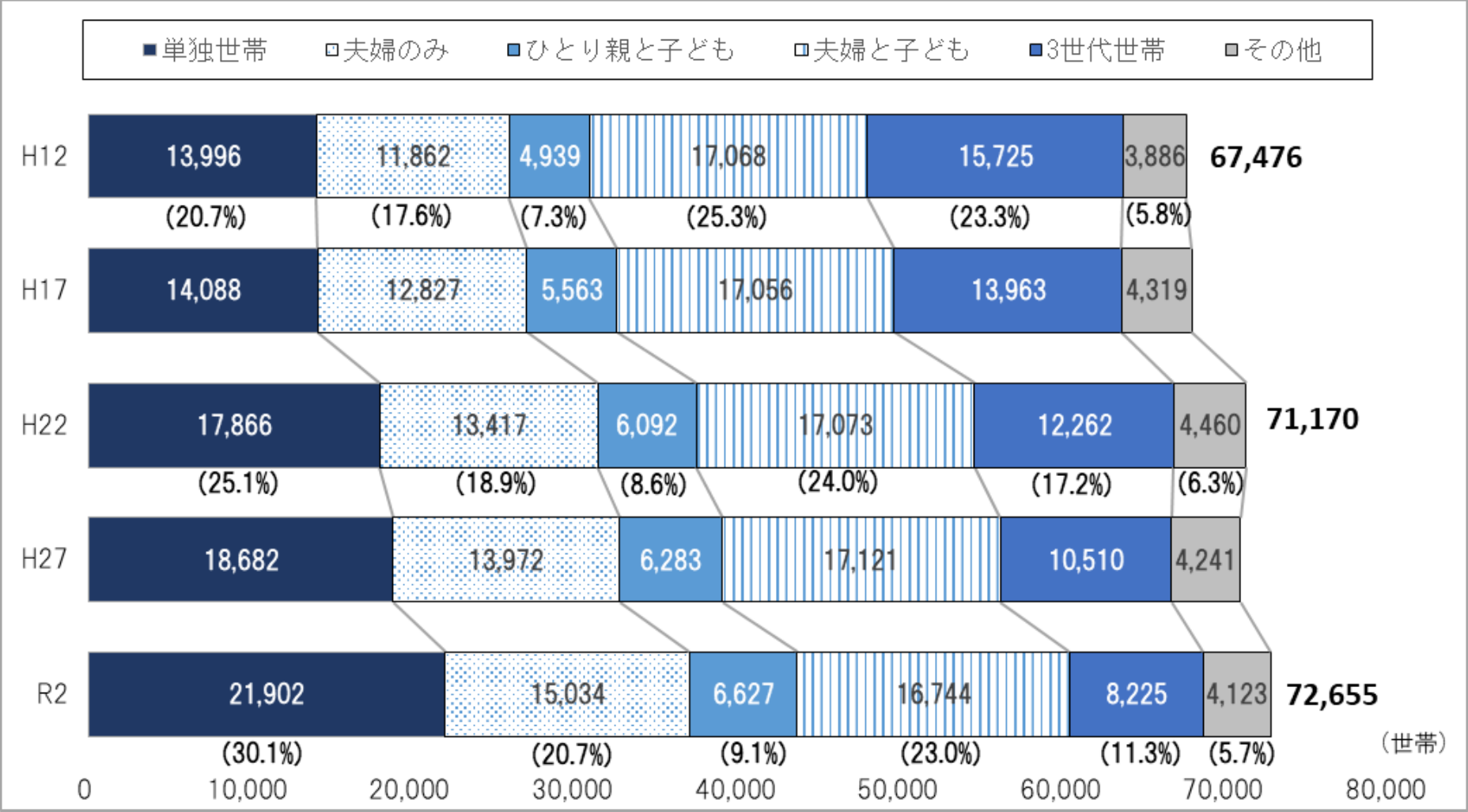
(1)-① 上越市の年齢別人口の推移



- ・平成12年頃から人口減少が加速し、令和2年までに約1割減少している。
- ・老年人口(65歳以上)が増加する一方、生産年齢人口・年少人口(65歳未満)は減少している。



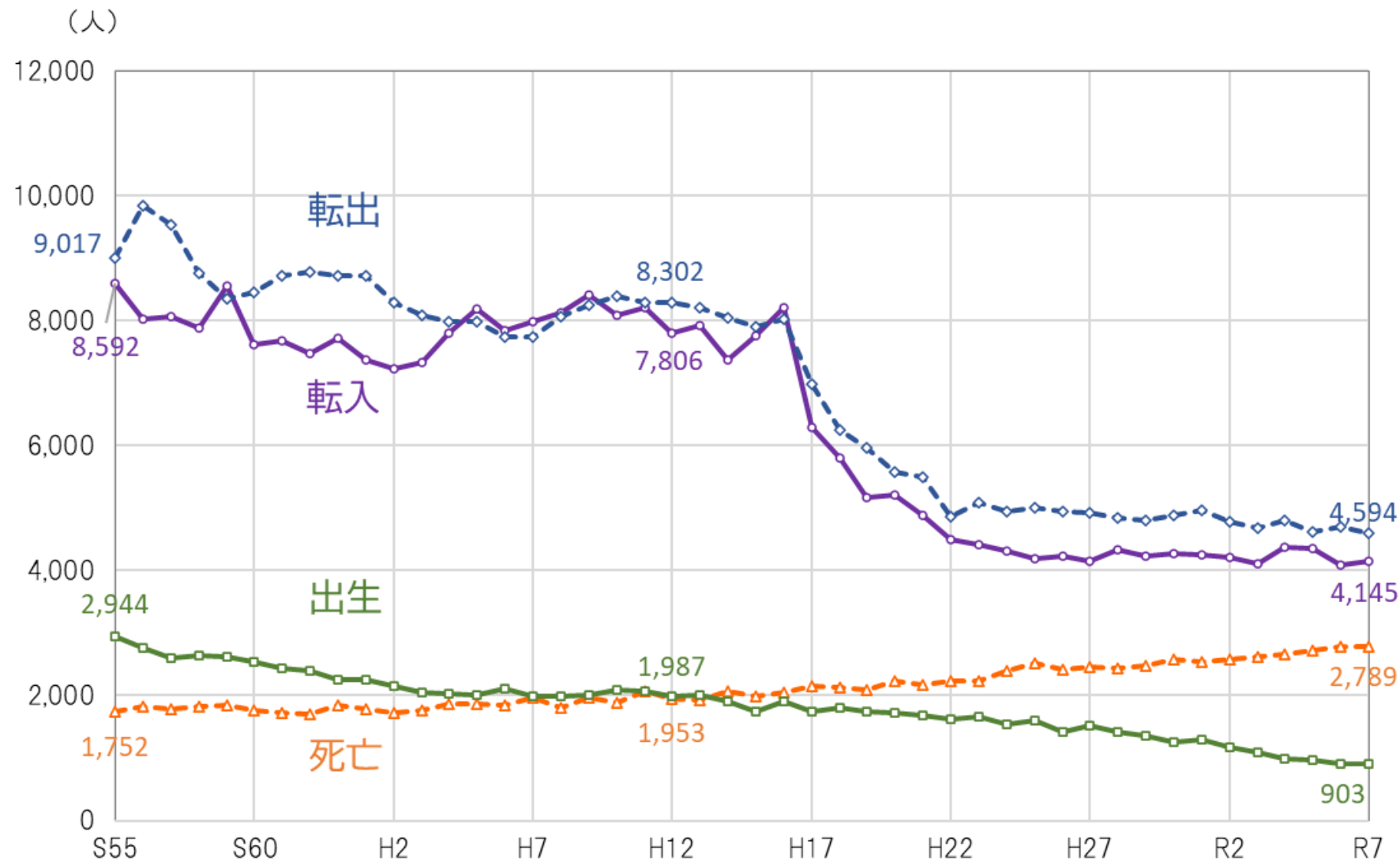
- ・老年人口の割合(高齢化率)は上昇しており、令和2年時点で1/3が高齢者となっている。
- ・生産年齢人口・年少人口はともに減少が続いている。



出所) 総務省「国勢調査」
備考) 寮・病院・社会福祉施設などの世帯は、計算の対象外としている

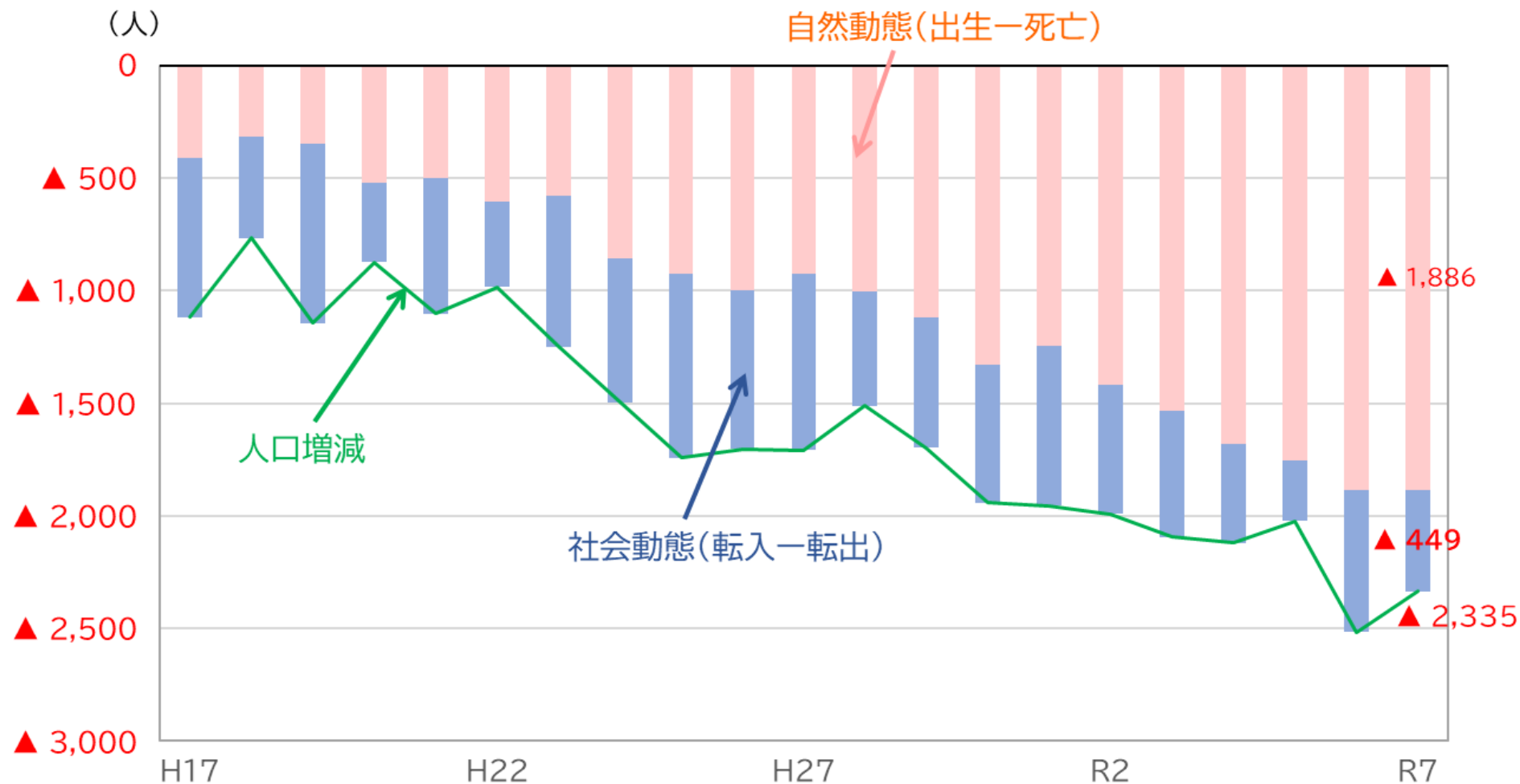
- ・人口が減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にある。
- ・単独世帯が大幅に増加している反面、3世代世帯は平成12年から令和2年にかけて半減している。

(1)-④ 上越市の出生・死亡・転入・転出の推移



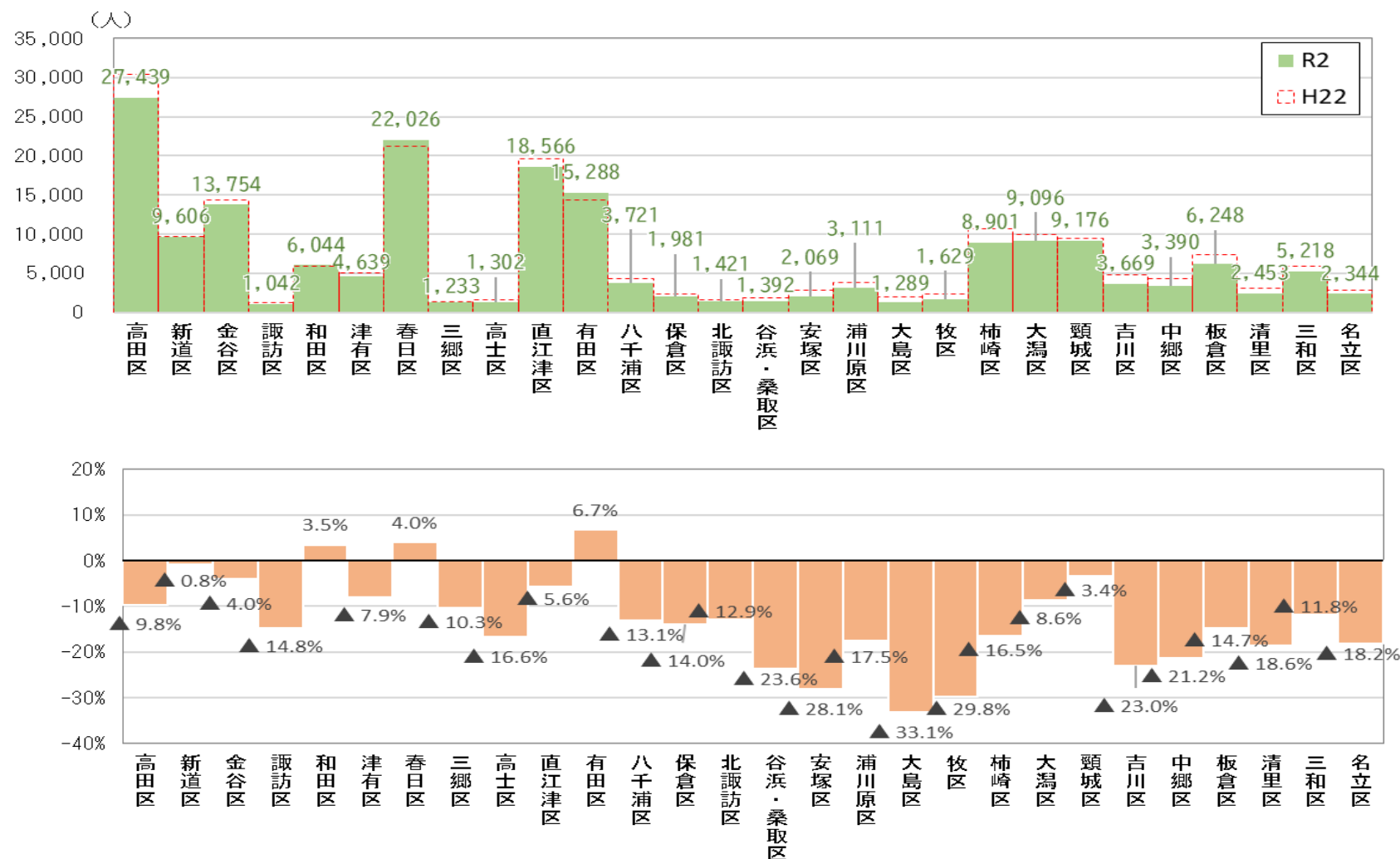
出所) 新潟県「人口移動調査」

- ・平成13年に死亡が出生を上回り、以降その差は拡大傾向にある。
- ・一時的な経済状況の変化による例外を除き、転出が転入を上回る状況が続いている。



出所) 新潟県「人口移動調査」

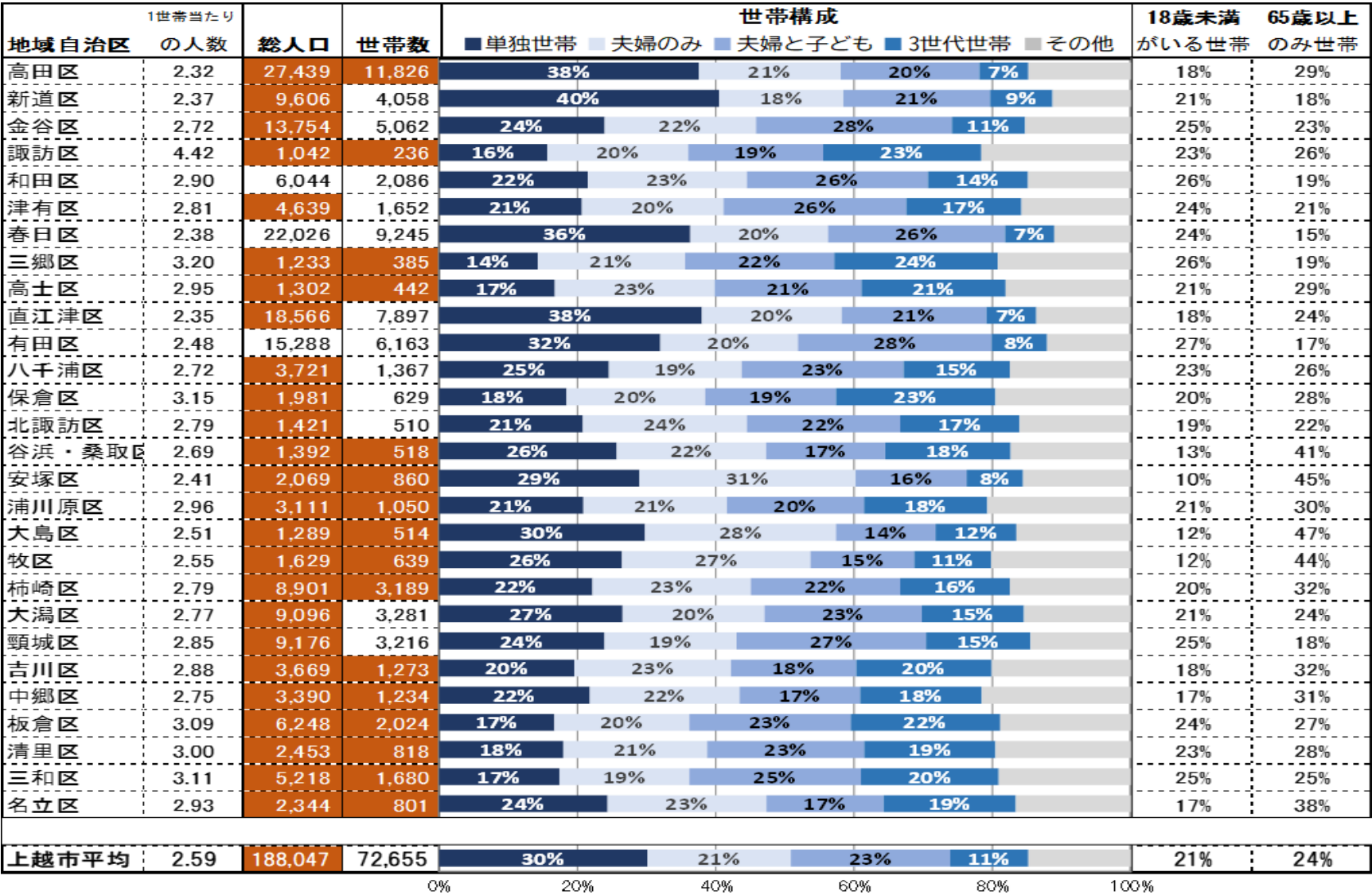
- ・自然動態は、出生数の減少と死亡数の増加から、自然減が拡大傾向で推移している。
- ・社会動態は、年によって増減があるものの減少が続いている。



資料:総務省「国勢調査」

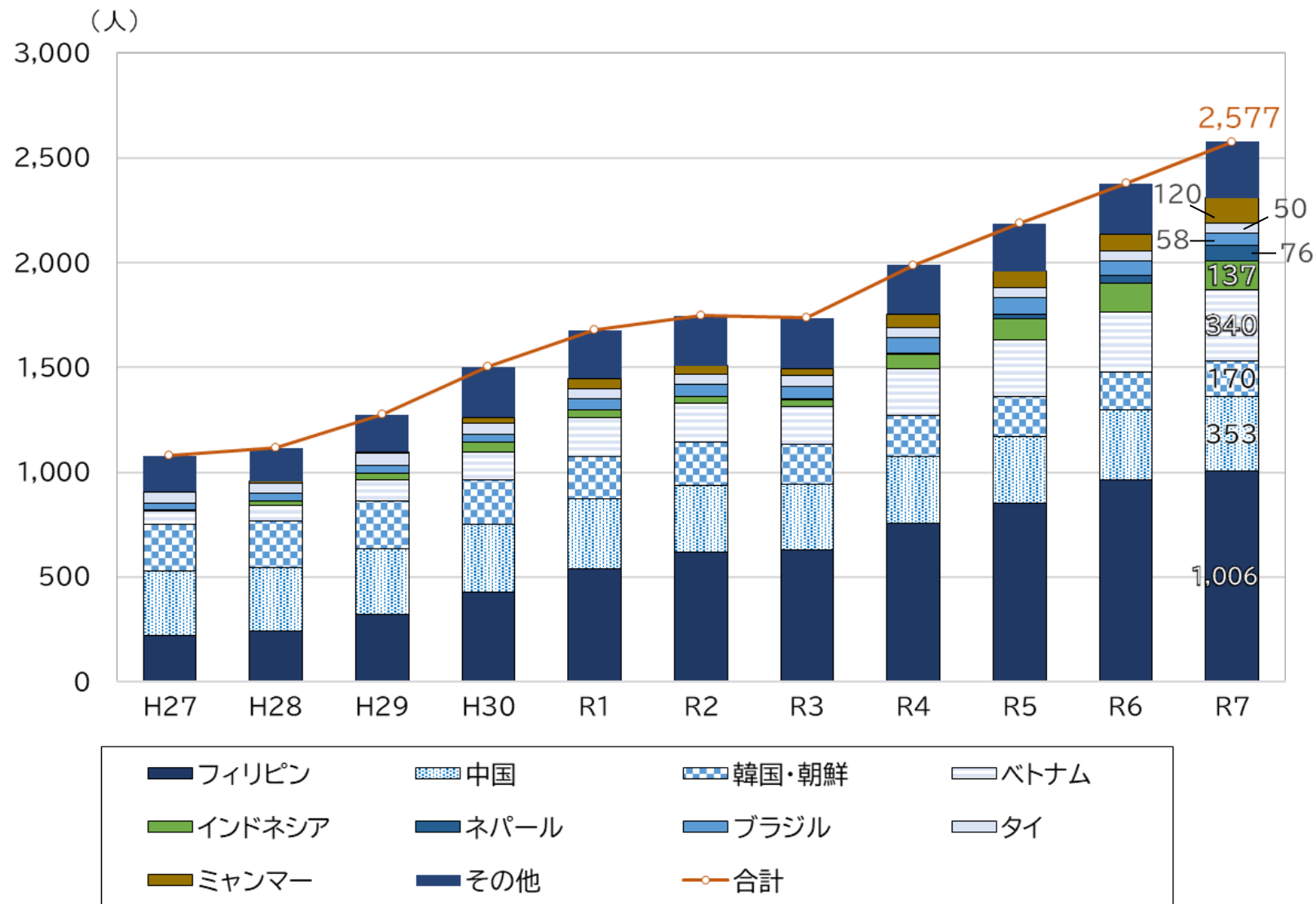
備考:町丁字(住所)単位で集計しており、行政区(町内会)単位で構成される実際の地域自治区の数値とは若干の誤差がある場合がある(以下同様)

・新興住宅地のある和田区、春日区、有田区を除き、全ての地域自治区で人口が減少している。



資料:総務省「国勢調査」
備考:総人口を除き、寮・病院・社会福祉施設などの世帯は、計算の対象外としている。
総人口・世帯数の は過去10年間で減少したことを示す。

(1)-⑧ 上越市の外国人人口の推移

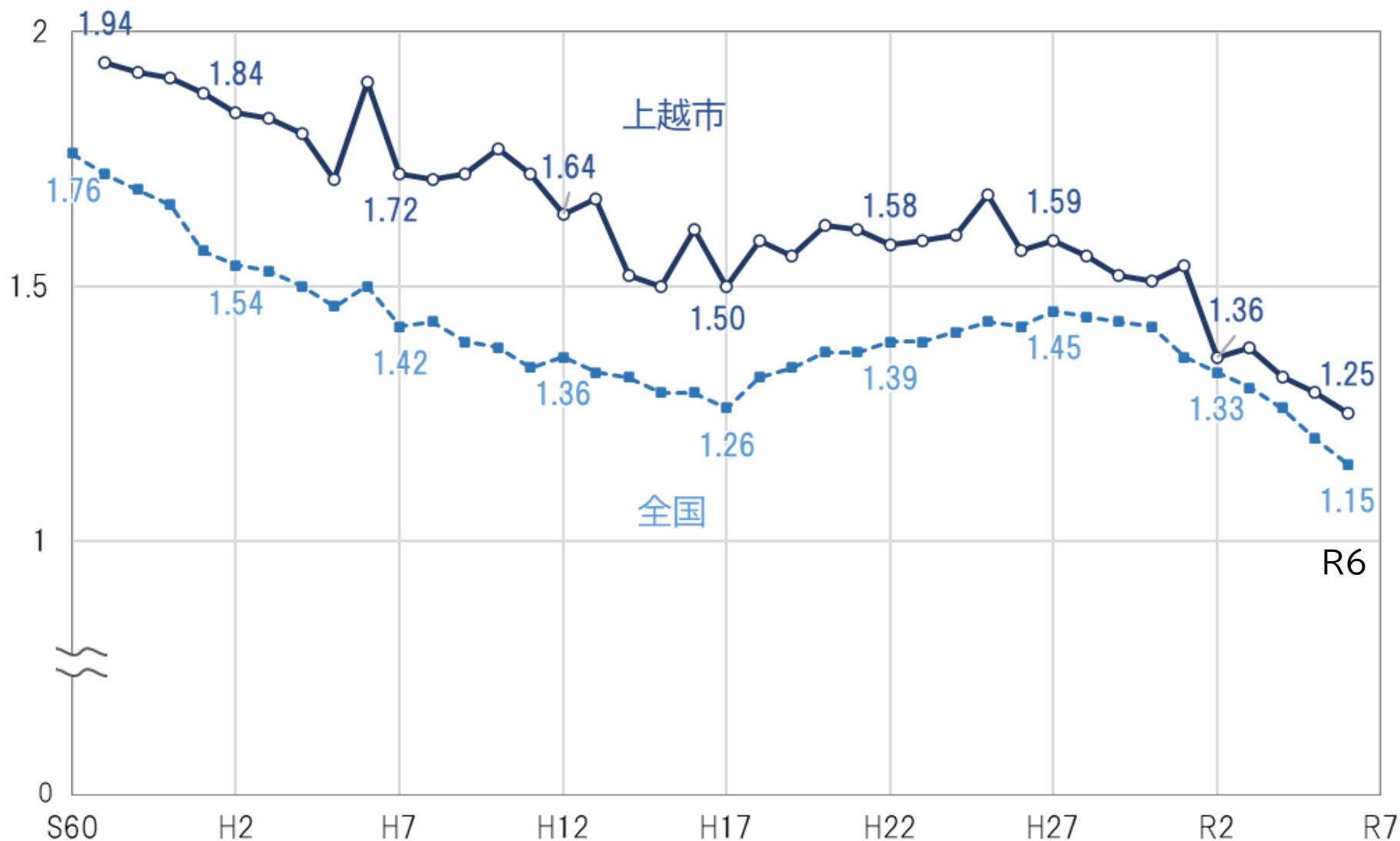


出所) 上越市「住民基本台帳」

- ・外国人人口は、コロナ禍において一時的に減少したものの増加が続いている。
- ・フィリピンやベトナムをはじめとする東南アジア出身の外国人の増加が顕著となっている。

(2) 出生

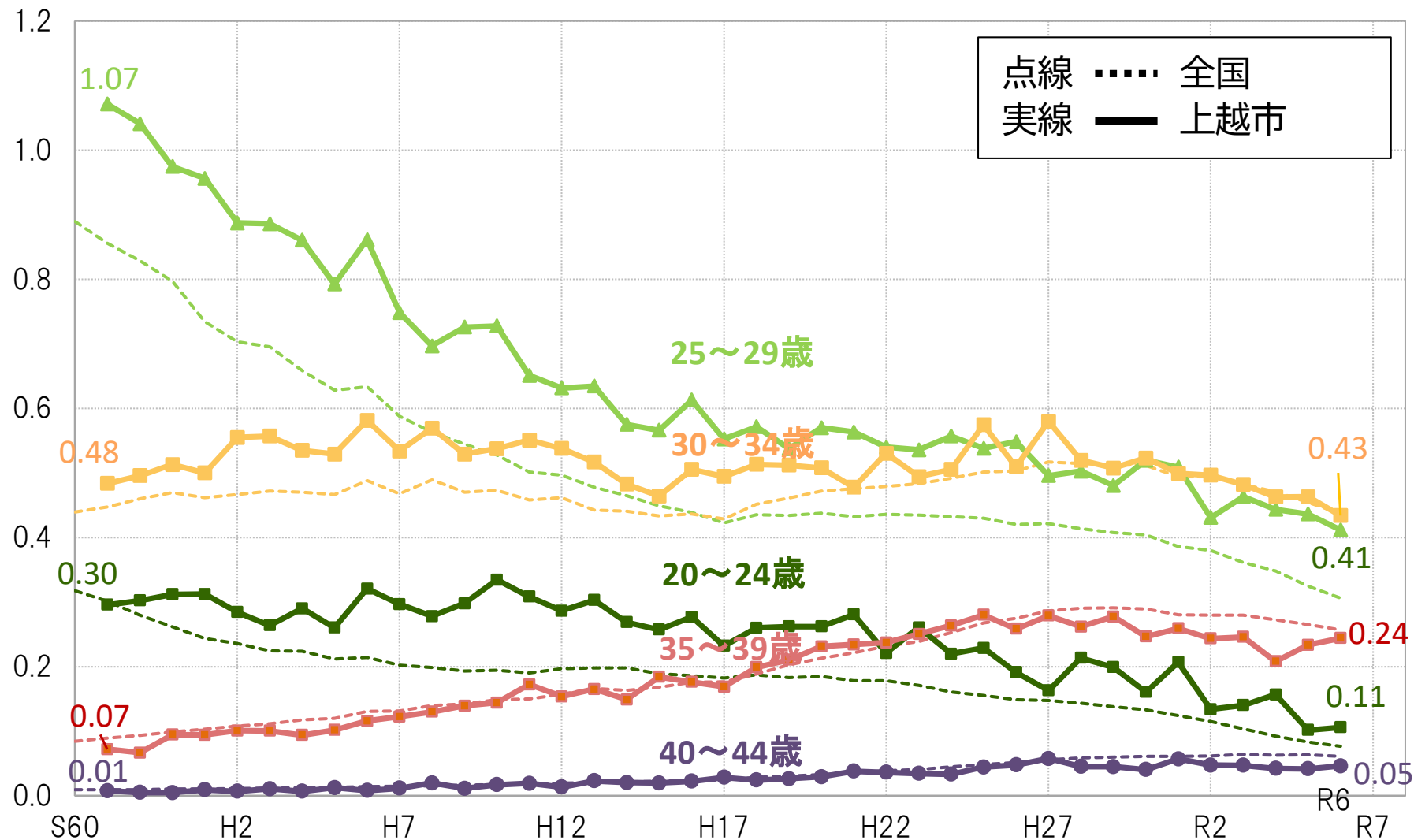
(2)-① 合計特殊出生率の推移



出所)厚生労働省「人口動態調査」、新潟県「福祉保健年報」

- ・全国平均を上回っているものの減少傾向にあり、差が縮まっている。
- ・2.07を下回ると転入出の差がゼロでも長期的には人口減少に転じる。

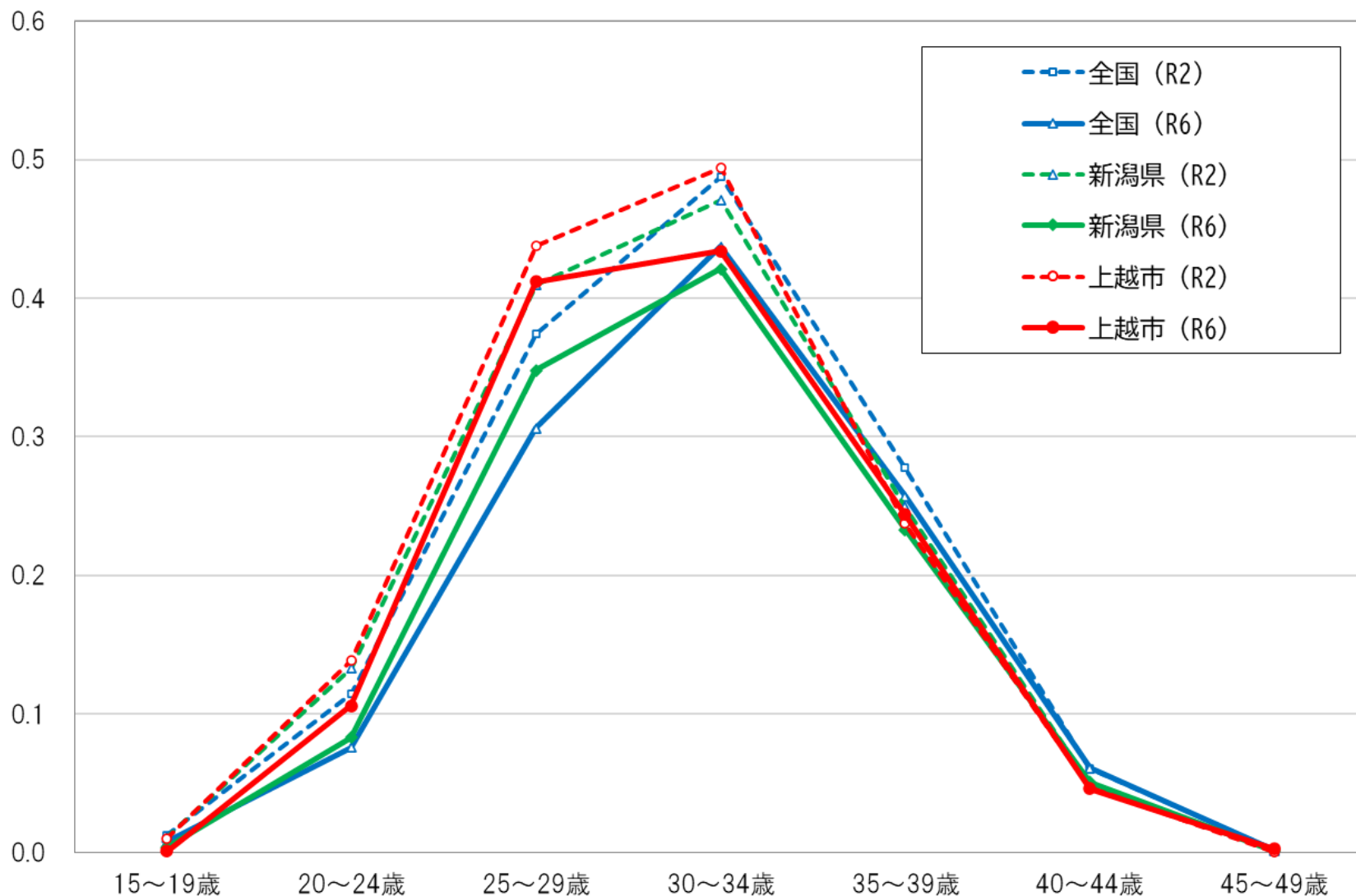
(2)-② 上越市の年齢別出生率の推移



出所) 厚生労働省「人口動態調査」、新潟県「福祉保健年報」

- ・20代後半の出生率が大きく減少している。
- ・30代後半の出生率は増加傾向だったが、近年は横ばいで推移している。

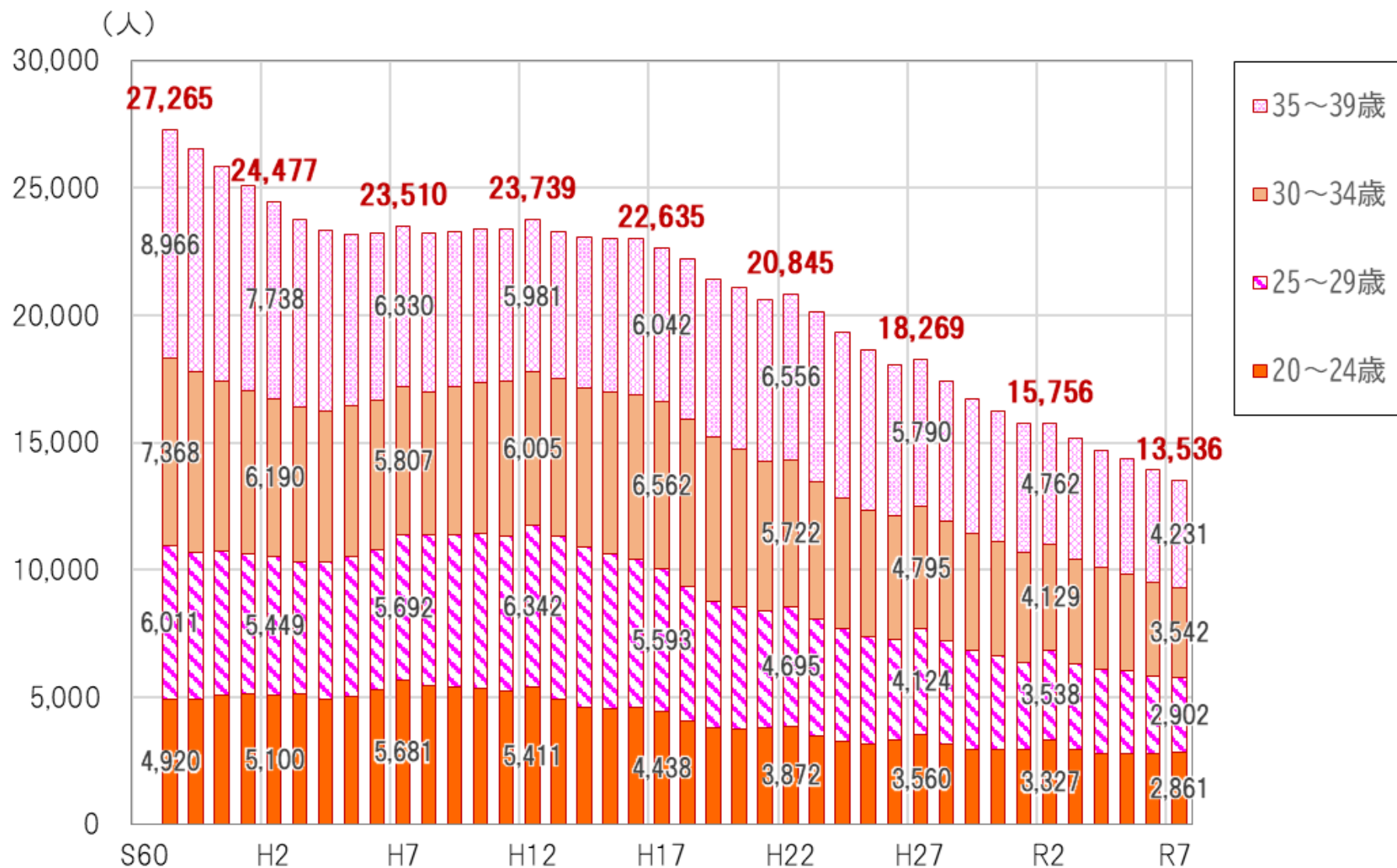
(2)-③ 年齢別出生率の比較(令和6年)



出所)厚生労働省「人口動態調査」、新潟県「福祉保健年報」

- ・全国平均や新潟県平均と比べると20代後半の出生率が高くなっている。
- ・令和2年と比較して30代前半の出生率が大きく減少している。

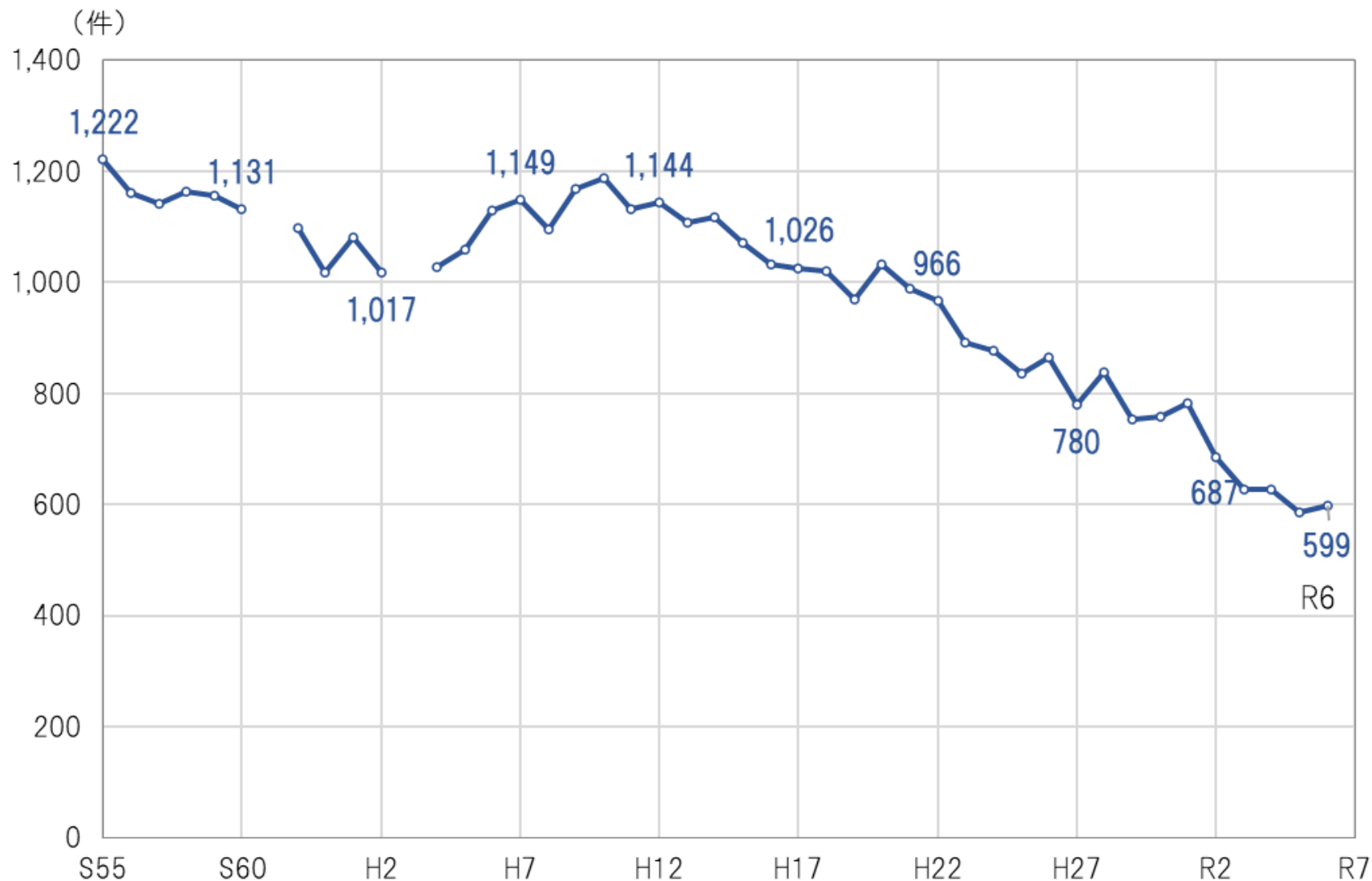
(2)-④ 上越市の若年女性人口の推移



出所)新潟県「推計人口」

・20代～30代の女性人口は減少が続いており、出生数が減少している要因の一つとなっている。

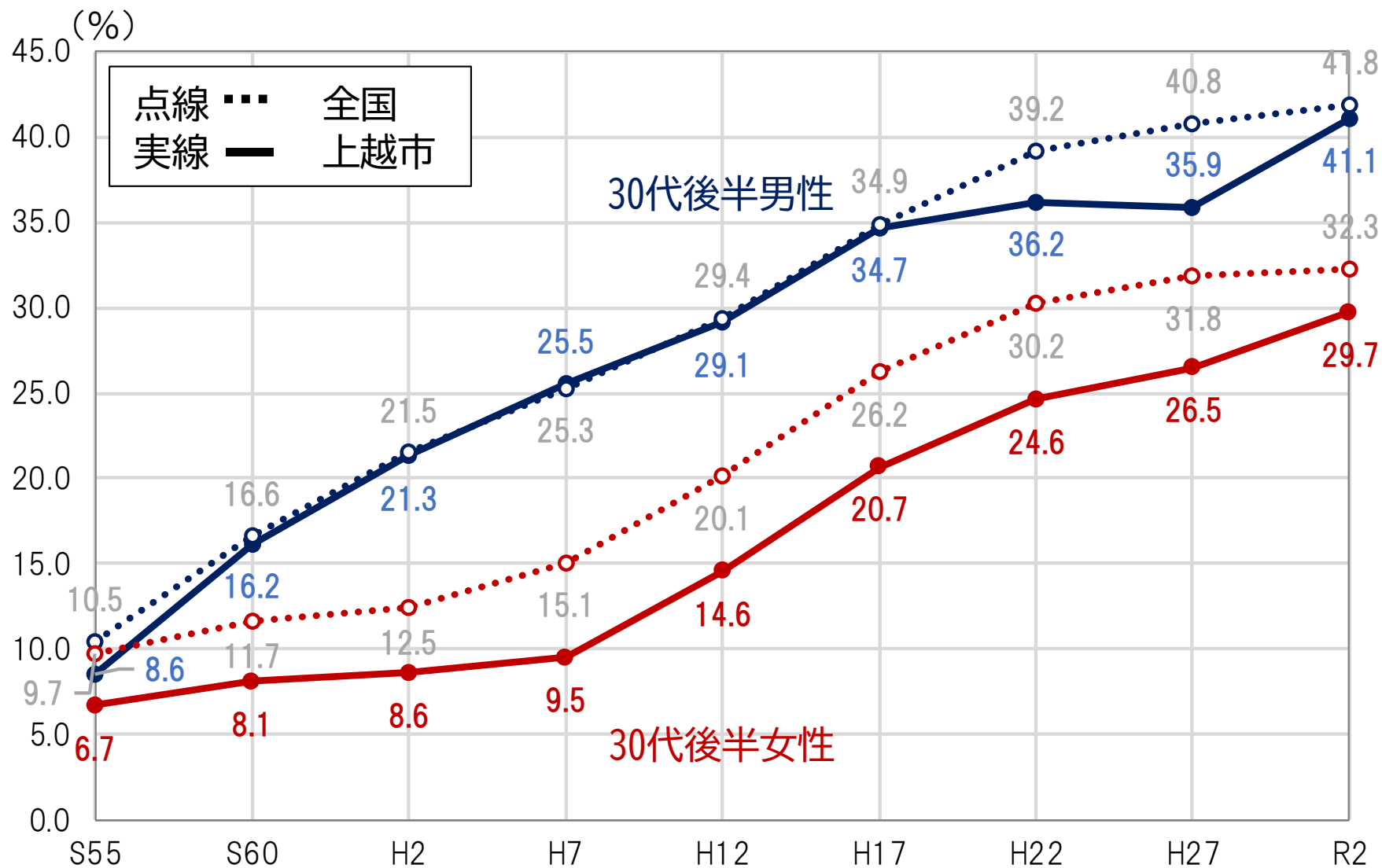
(2)-⑤ 上越市の婚姻件数の推移



出所) 新潟県「福祉保健年報」
備考) 昭和61年・平成3年のデータ欠損

・婚姻件数は、一時的に増加する年はあるものの平成10年頃から減少傾向で推移している。

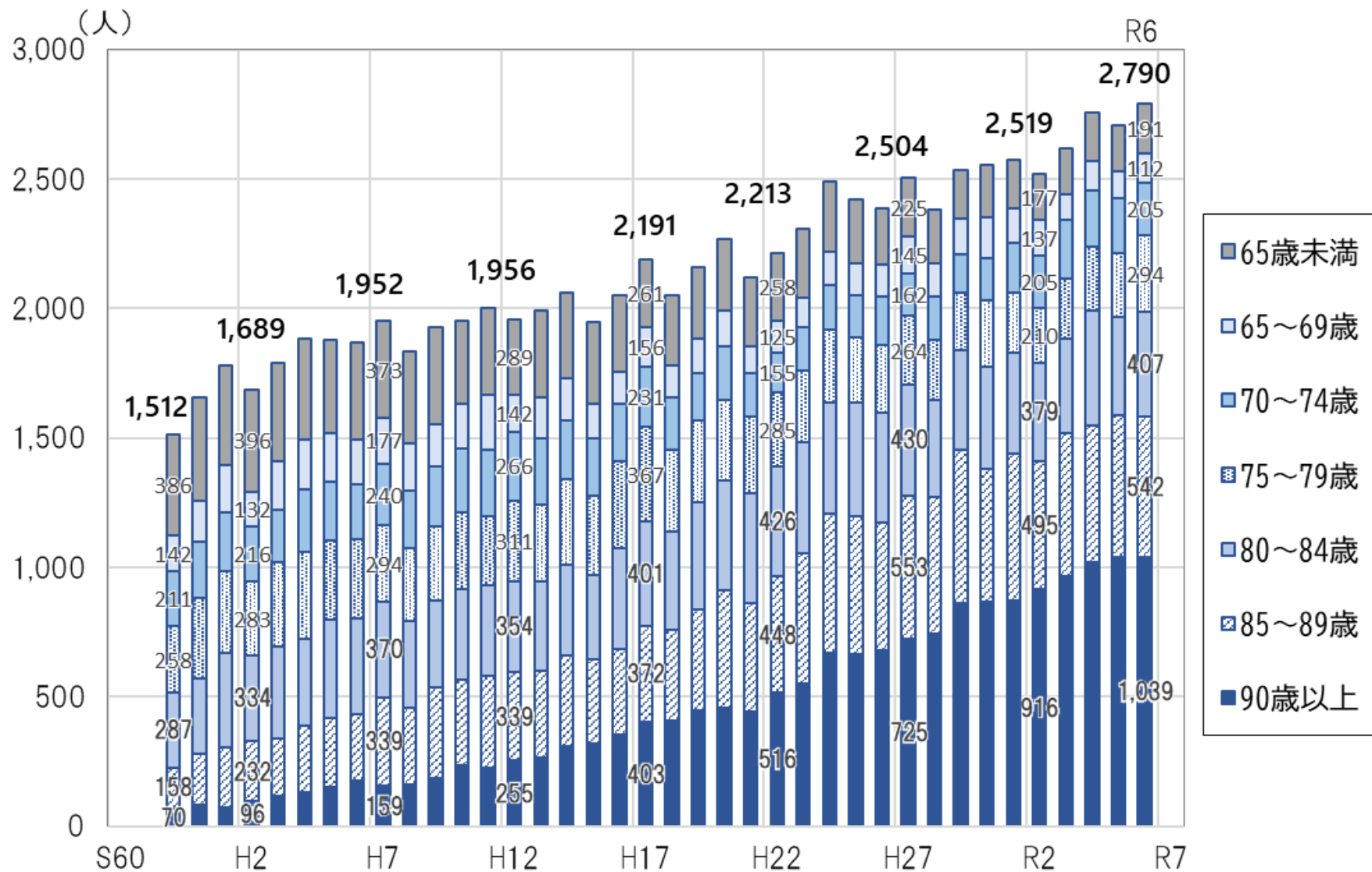
(2)-⑥ 30代後半の独身割合の推移



出所) 総務省「国勢調査」
備考) H27以降は不詳補完値

- ・男性、女性ともに30代後半における独身割合は増加傾向で推移している。
- ・出生率の低下との相関関係が認められる。

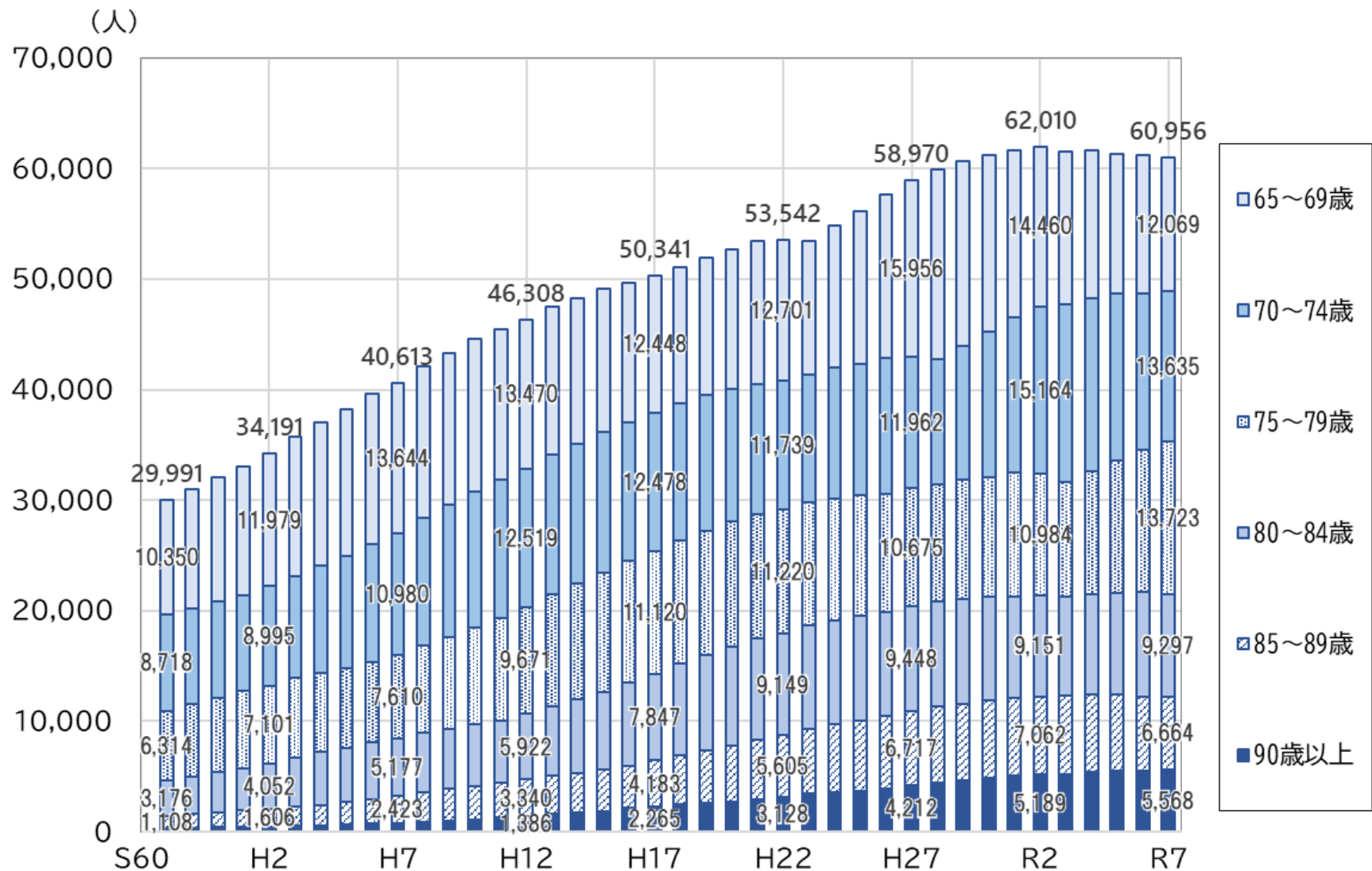
(3) 死 亡



出所)新潟県「福祉保健年報」

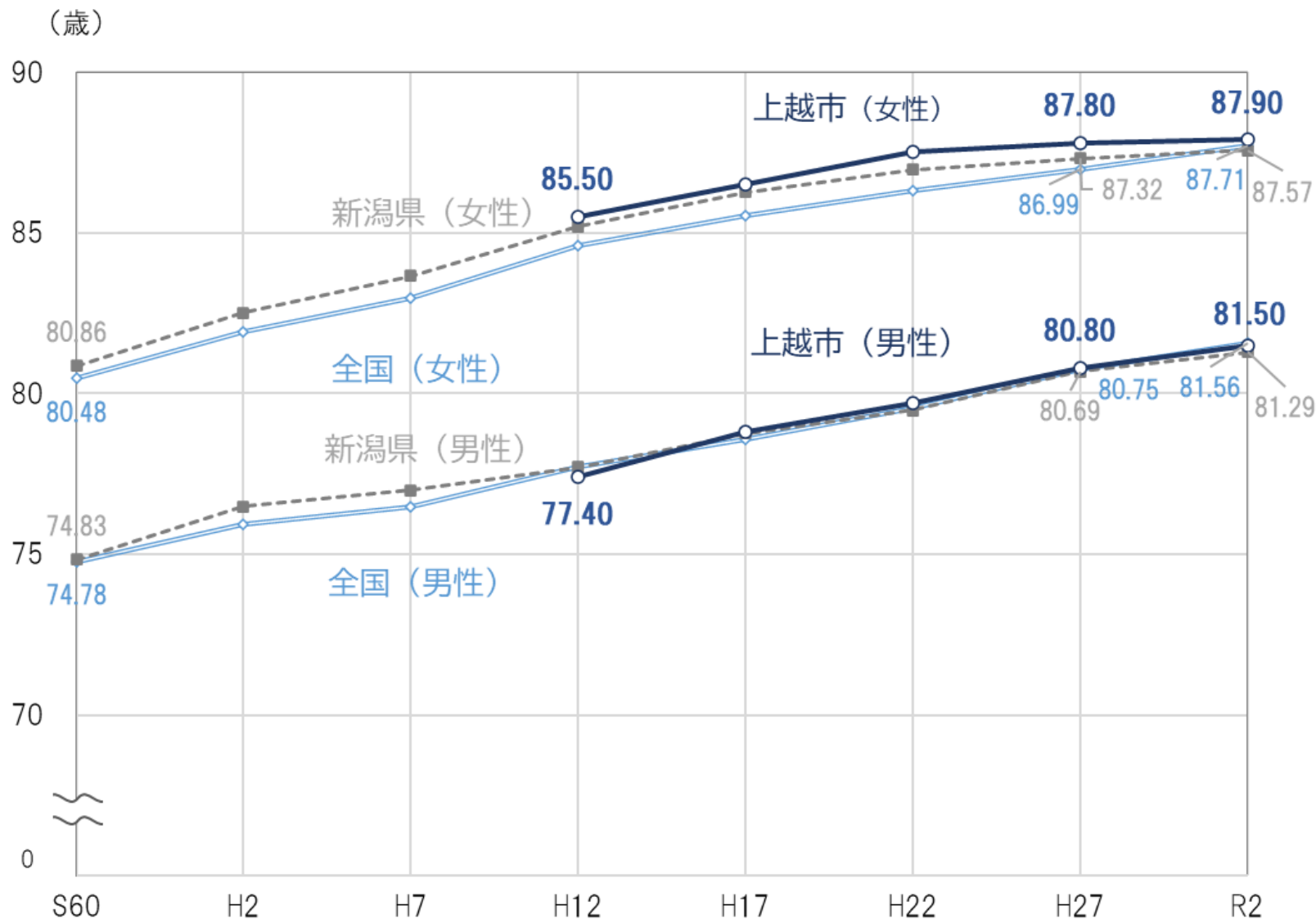
- ・死亡数は増加傾向で推移している。
- ・高齢になるほど死亡数が増加している(高齢化によるもの)。

(3)-② 上越市の高齢者人口の推移



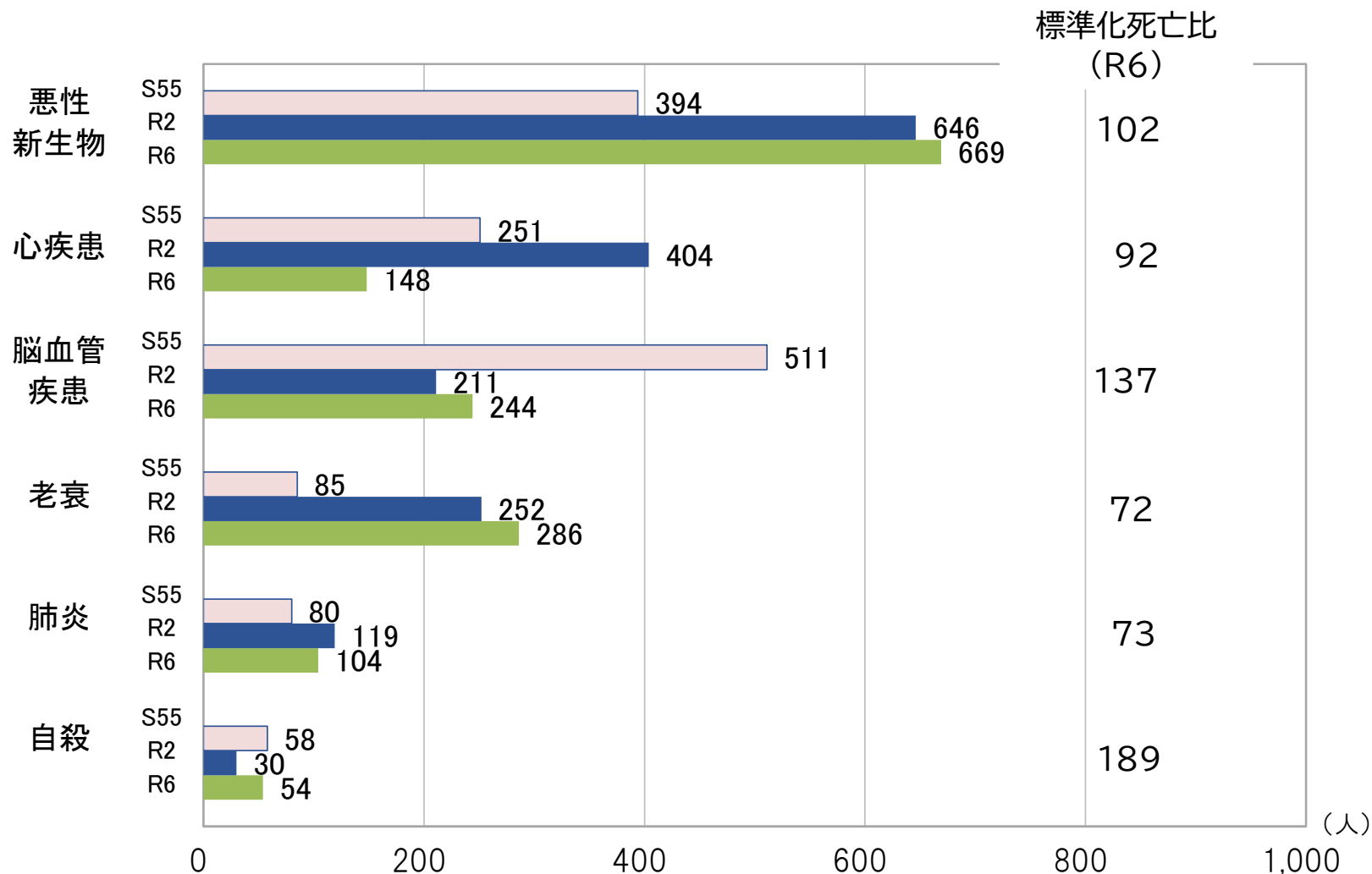
出所) 新潟県「推計人口」

- 団塊世代(75~79歳)の高齢化に加え、平均寿命の延伸により、増加が続いていたが、令和2年を境に減少に転じている。



出所)厚生労働省「完全生命表」、「都道府県別生命表」、「市区町村別生命表」

- ・男女ともに平均寿命は上昇傾向にある。
- ・男女ともに新潟県平均・全国平均と同程度で推移している。



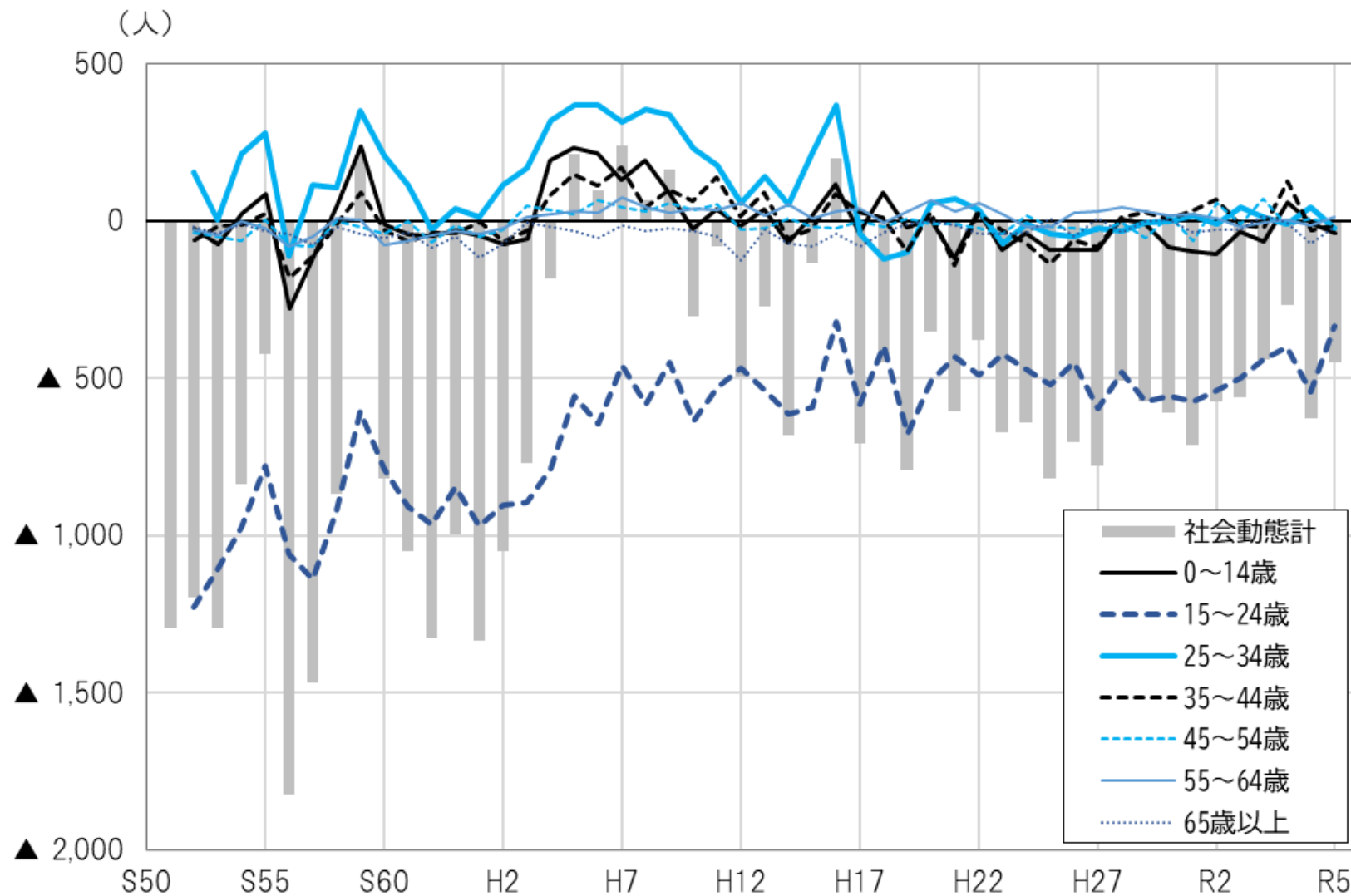
出所)新潟県「福祉保健年報」、厚生労働省「人口動態調査」

備考)標準化死亡比は全国を100とし、100より大きいと全国平均より死亡率が高く、100より小さいと全国平均より死亡率が低いことを示す

- ・悪性新生物(がん)による死亡数は増加しているが、全国平均と同水準にある。
- ・脳血管疾患及び自殺による死亡率が、全国平均よりも高くなっている。

(4) 転 入 ・ 転 出

(4)-① 上越市の年齢別社会動態の推移



出所)新潟県「人口移動調査」

・高校卒業・進学年代にあたる15～24歳で転出超過が継続している。

(4)-② 上越市の性別・年齢別の転入出の動き

【男性】

	H23-H27	H28-R2	R3-R7		
	(転入-転出)	(転入-転出)	(転入-転出)	転入	転出
0-14歳	▲ 191	▲ 184	▲ 51	915	966
15-24歳	▲ 951	▲ 993	▲ 842	3,328	4,170
25-34歳	▲ 225	▲ 90	▲ 129	3,831	3,960
35-44歳	▲ 208	23	30	1,826	1,796
45-54歳	▲ 34	5	45	1,248	1,203
55-64歳	29	75	9	638	629
65歳以上	▲ 18	39	54	529	475
合 計	▲ 1,598	▲ 1,125	▲ 884	12,315	13,199

【女性】

	H23-H27	H28-R2	R3-R7		
	(転入-転出)	(転入-転出)	(転入-転出)	転入	転出
0-14歳	▲ 211	▲ 101	▲ 32	900	932
15-24歳	▲ 1,490	▲ 1,749	▲ 1,401	2,196	3,597
25-34歳	14	27	157	2,913	2,756
35-44歳	▲ 174	119	13	1,159	1,146
45-54歳	▲ 60	▲ 53	▲ 13	638	651
55-64歳	18	38	▲ 27	321	348
65歳以上	▲ 90	▲ 134	▲ 160	624	784
合 計	▲ 1,993	▲ 1,853	▲ 1,463	8,751	10,214

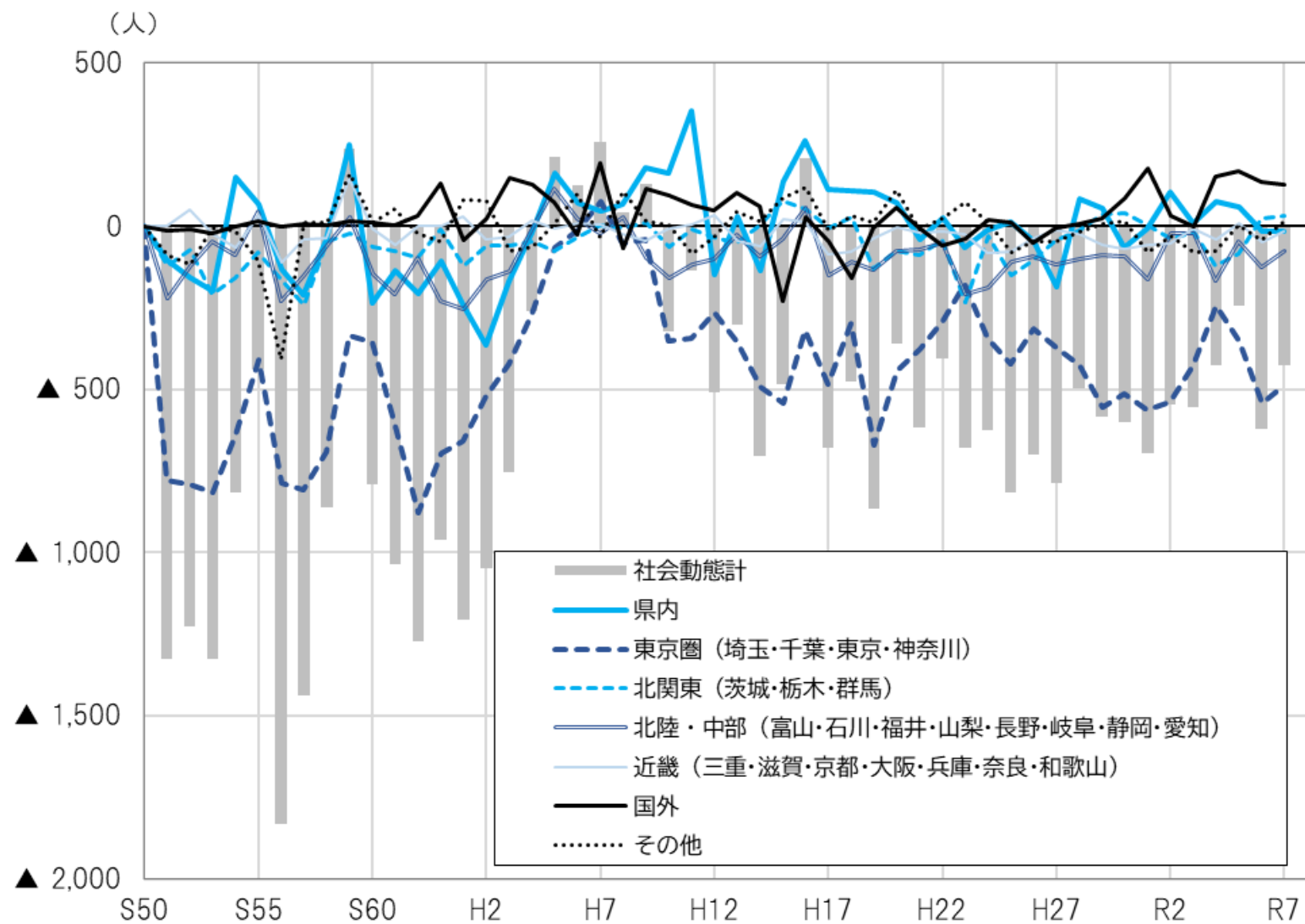
【参考】 東京都の社会動態

	R3-R7		
	(転入-転出)	転入	転出
0-14歳	▲ 19,730	62,591	82,321
15-24歳	173,444	374,542	201,098
25-34歳	45,306	437,236	391,930
35-44歳	▲ 25,541	146,728	172,269
45-54歳	▲ 16,241	83,105	99,346
55-64歳	▲ 21,549	42,714	64,263
65歳以上	▲ 26,657	30,925	57,582
合 計	109,032	1,177,841	1,068,809

	H3-R7		
	(転入-転出)	転入	転出
0-14歳	▲ 17,643	60,645	78,288
15-24歳	187,774	355,624	167,850
25-34歳	38,419	385,483	347,064
35-44歳	▲ 18,160	110,629	128,789
45-54歳	▲ 10,241	59,810	70,051
55-64歳	▲ 15,823	30,545	46,368
65歳以上	▲ 17,117	46,802	63,919
合 計	147,209	1,049,538	902,329

出所) (上越市) 住民基本台帳をもとに上越市創造行政研究所作成、(東京都) 総務省「住民基本台帳移動報告」
備考) 上越市と東京都の数値は集計期間等一部条件が異なる

・若年女性は大幅な転出超過の状況にある。



出所)新潟県「人口移動調査」

・東京圏に対する転出超過が継続している。

(4)-④ 上越市の地域別の転入出の動き

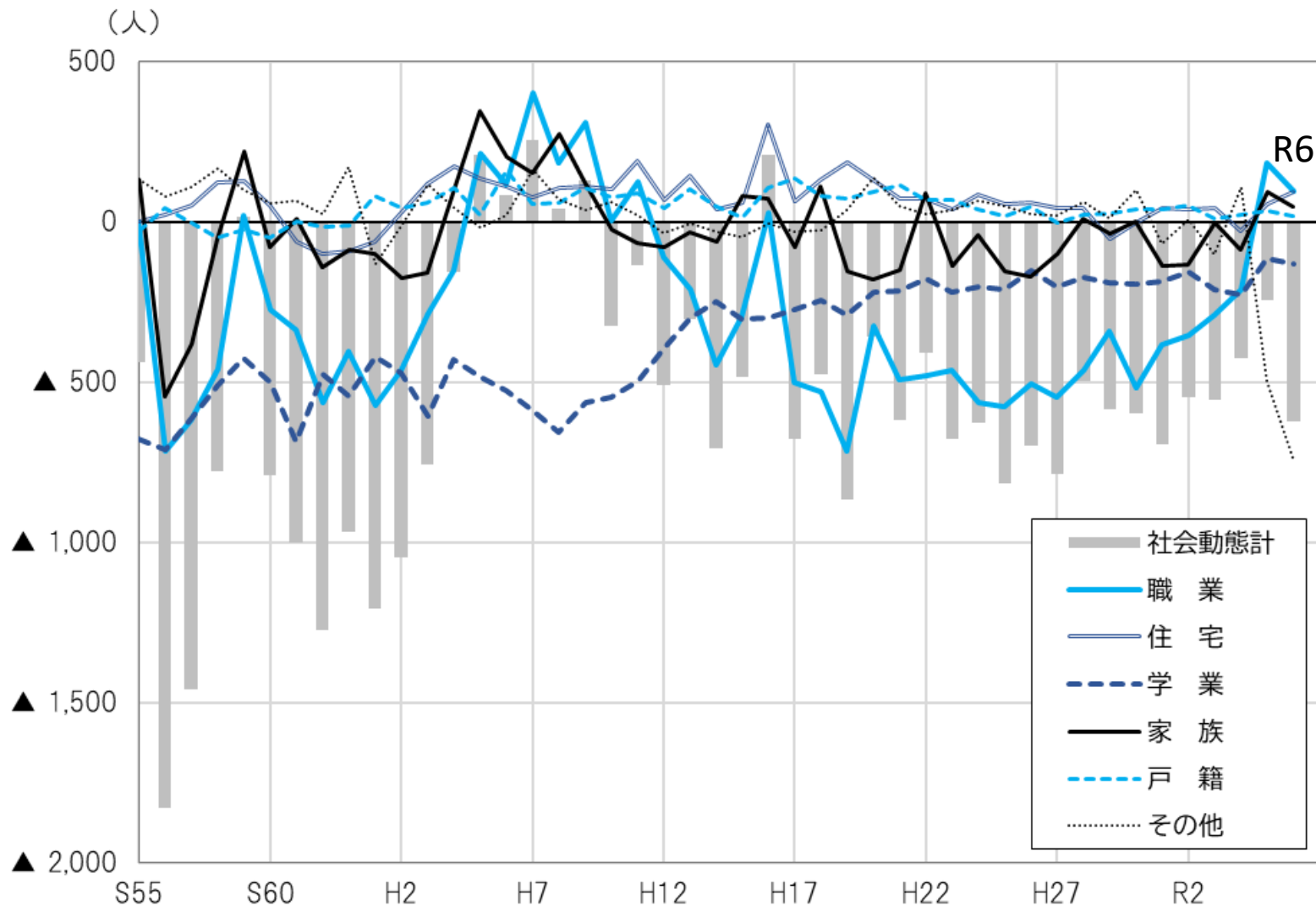
転入元・転出先	H28-R2	R3-R7		
	増減数 (社会動態)	転入数 (+)	転出数 (-)	増減数 (社会動態)
県内	172	8,627	8,517	110
糸魚川市	405	862	479	383
妙高市	356	1,348	1,237	111
十日町・魚沼圏	270	679	539	140
柏崎・長岡圏	△ 162	1,815	1,856	△ 41
新潟圏	△ 696	2,788	3,420	△ 632
その他県内	△ 1	1,135	986	149
県外	△ 3,095	12,344	14,726	△ 2,382
東北・北海道	△ 81	1,056	1,181	△ 125
北関東（群馬・栃木・茨城）	22	1,400	1,571	△ 171
東京圏（一都三県）	△ 2,598	4,085	6,141	△ 2,056
長野県	△ 222	1,131	1,159	△ 28
北陸	△ 91	1,025	1,199	△ 174
中部（長野県を除く）	△ 156	679	919	△ 240
近畿	△ 263	787	897	△ 110
その他国内	△ 31	648	705	△ 57
国外	325	1,533	954	579
その他	△ 55	96	171	△ 75
合計	△ 2,978	21,067	23,414	△ 2,347

周辺市町村からは
転入超過

新潟市を中心とする圏
域や東京圏とは転出超
過

国外からの移動(国際
移動)は増加傾向

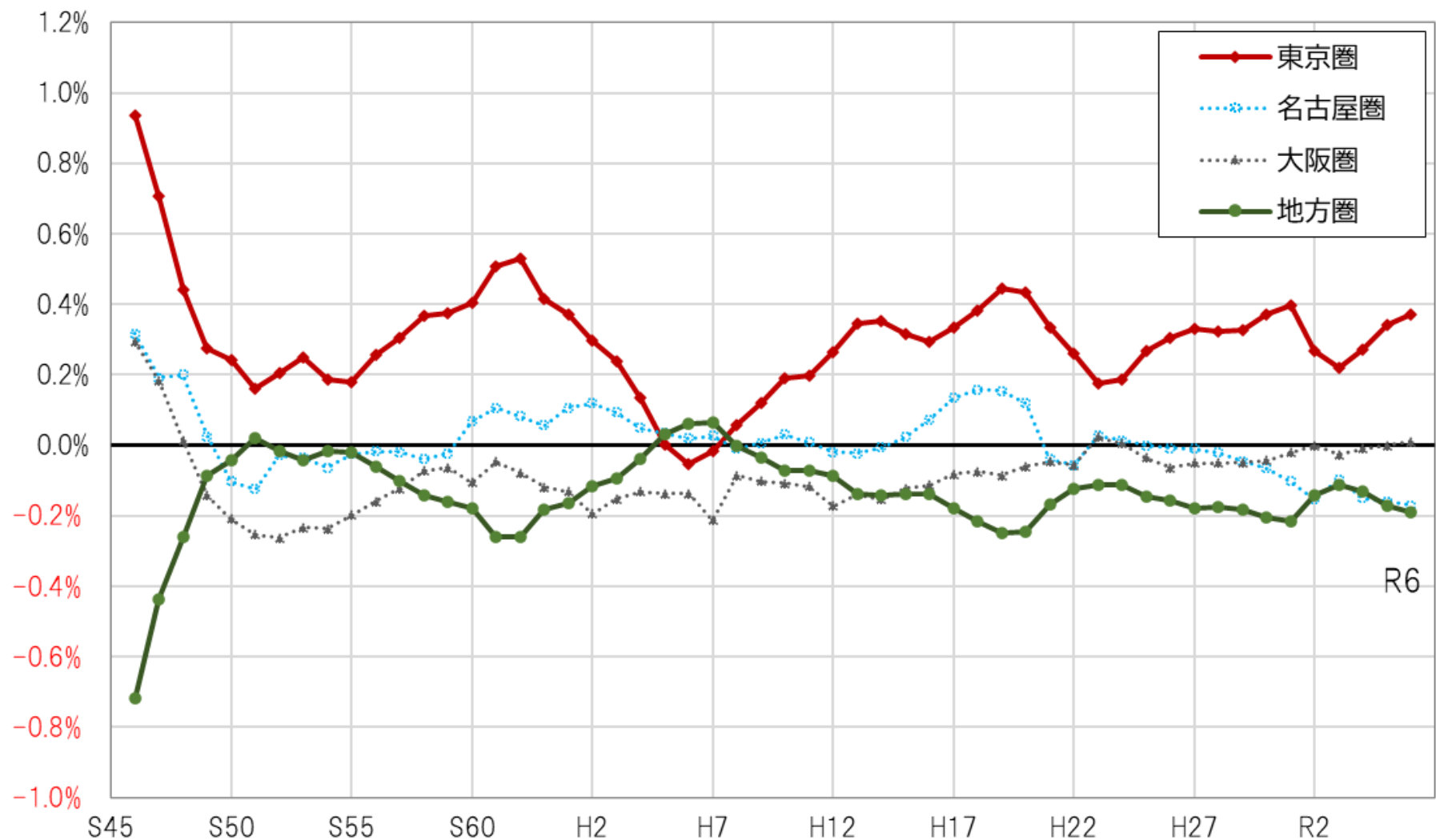
(4)-⑤ 上越市の理由別社会動態の推移



出所) 新潟県「人口移動調査」

- ・平成17年以降は職業を理由とした転出超過が多かったが、近年は、転入理由に反転している。
- ・学業を理由とした転出超過は継続している。

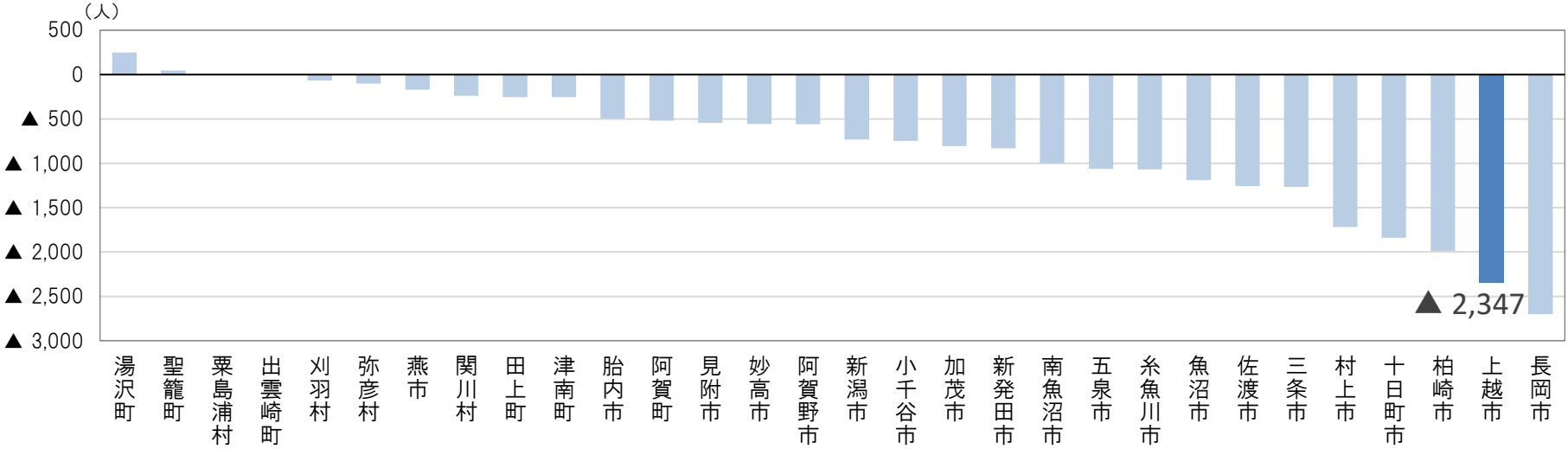
(4)-⑥ 全国都市圏別の人口増減率の推移



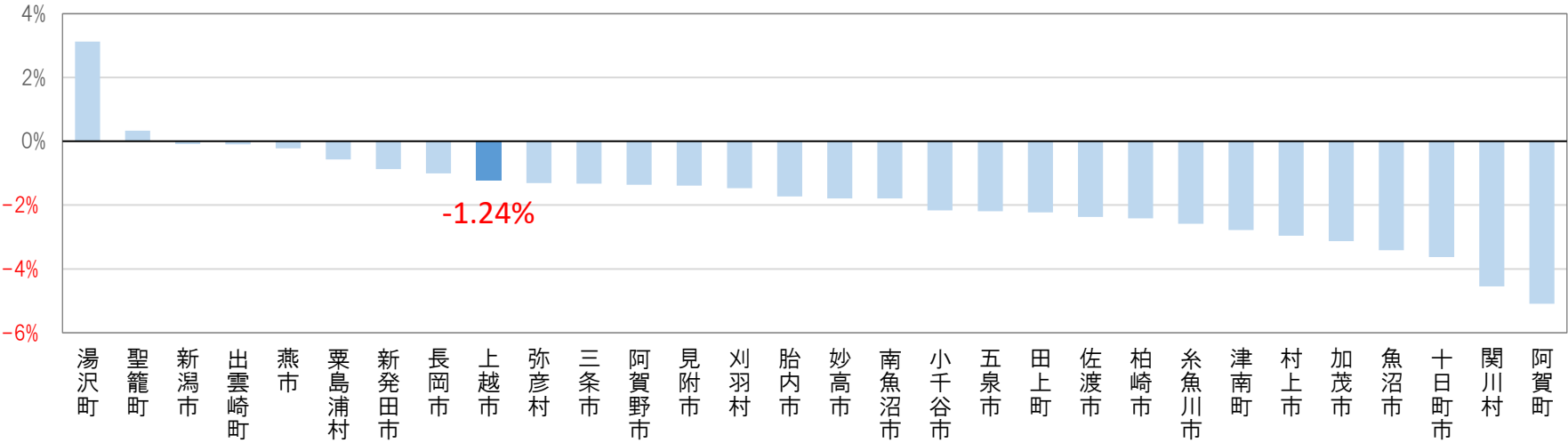
出所) 総務省「住民基本台帳移動報告」

- ・東京圏への人口集中が継続している。
- ・地方圏(上越市を含む)は東京圏と逆の動きとなっている。

【転入超過数（実数）】

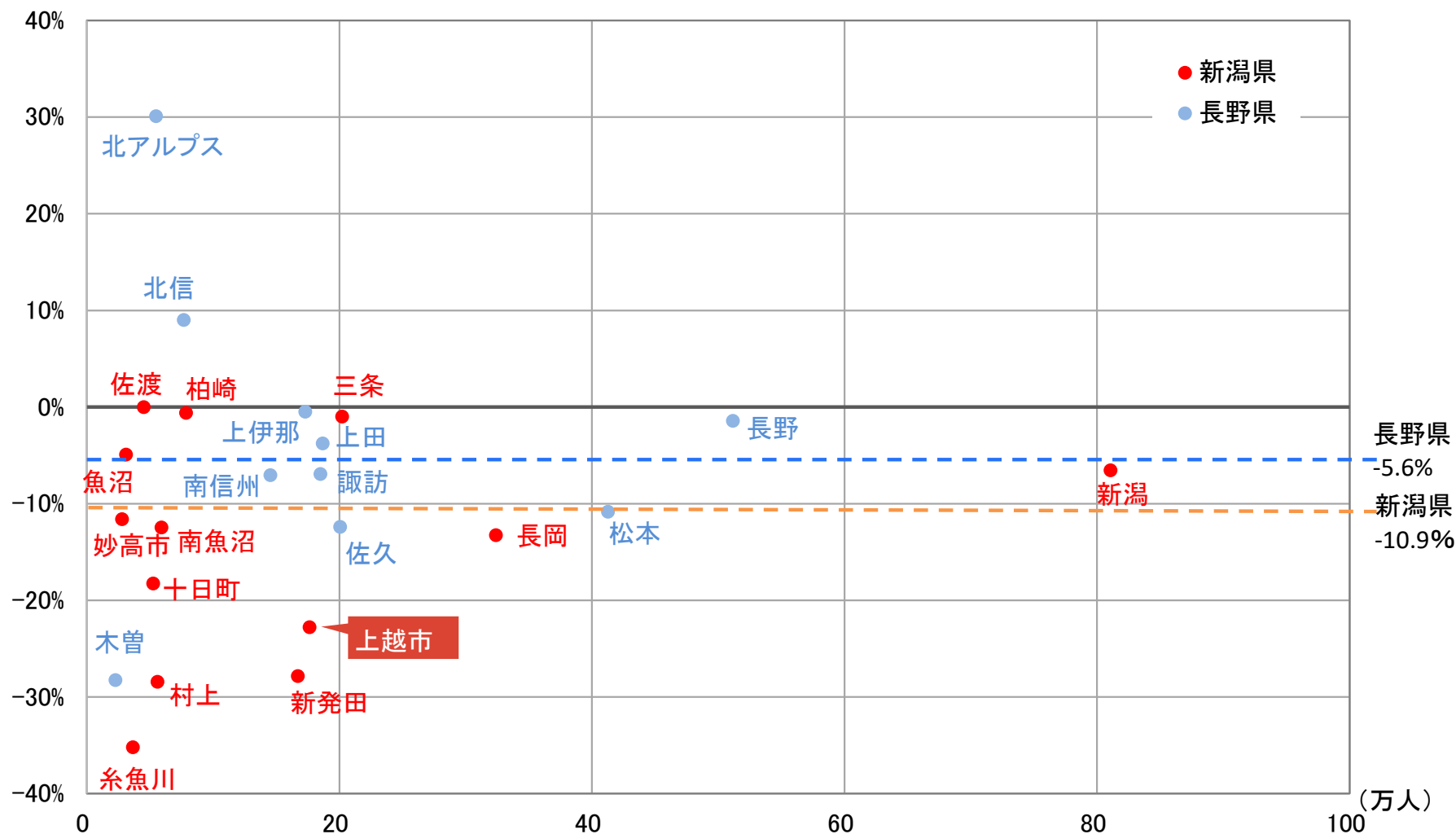


【転入超過率（割合）】



出所)新潟県「人口移動調査」

・県内ではほとんどの自治体が転出超過の状況にある。

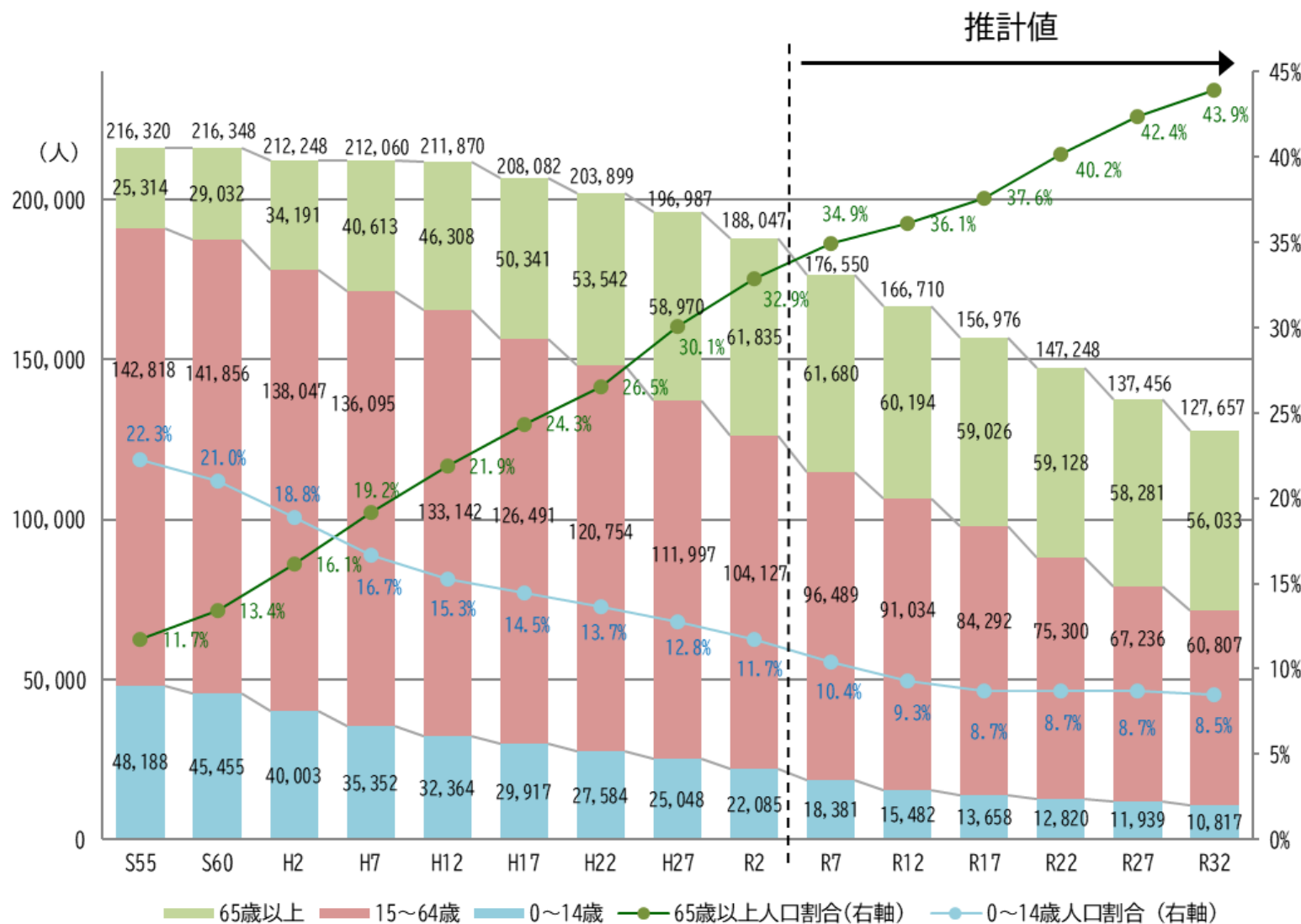


出所)総務省「住民基本台帳移動報告」
備考)上越市・妙高市以外は都市圏を示す

・東京からの転入は、長野県の一部で増加したが、新潟県は減少傾向にある。

(5)

将来推計人口

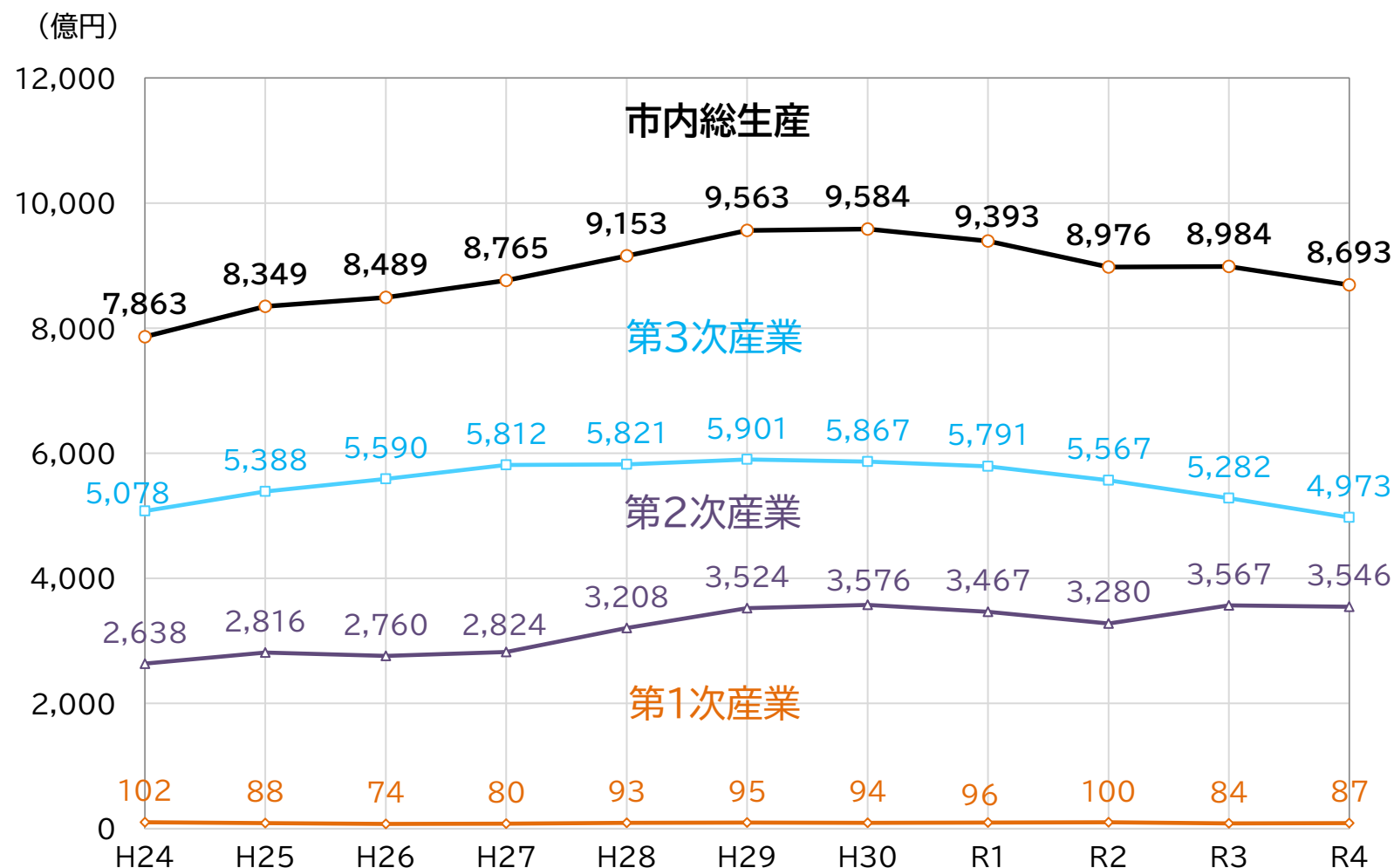


出典:総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和 5年12月推計)により作成
備考:H27以降は不詳補完値

- ・令和32年には約12万8千人(人口減少率32.1%)まで減少すると推計されている。
- ・老年人口(65歳以上)は、令和2年頃を境に減少に転じている。ただし、高齢化率は上昇が続く。

(6)

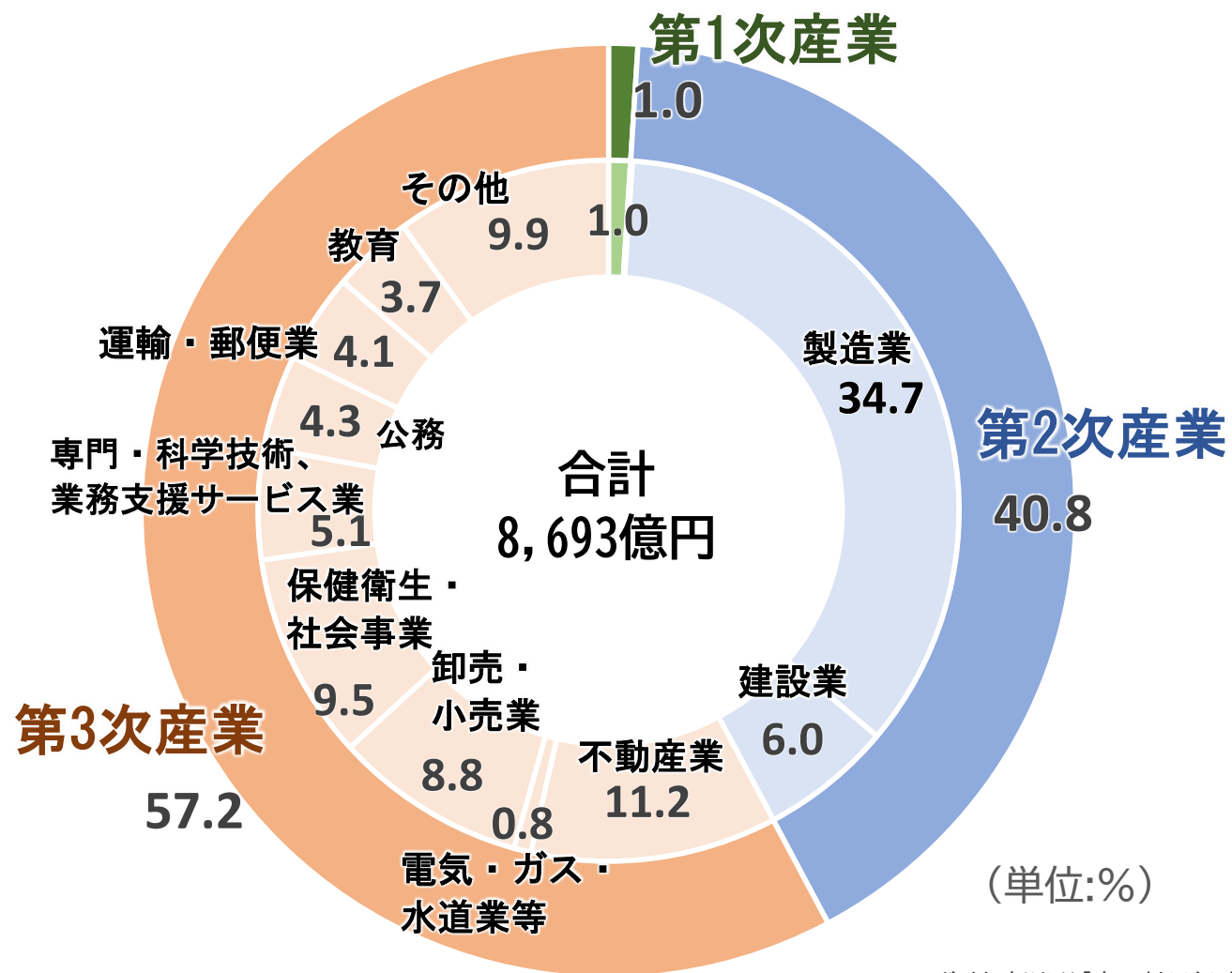
産業構造



資料:新潟県「市町村民経済計算」

備考:市内総生産:市内の生産活動から生み出された付加価値(産出額(出荷額、売上額等)から中間投入額(原材料や光熱費等)を差し引いた付加価値の部分)

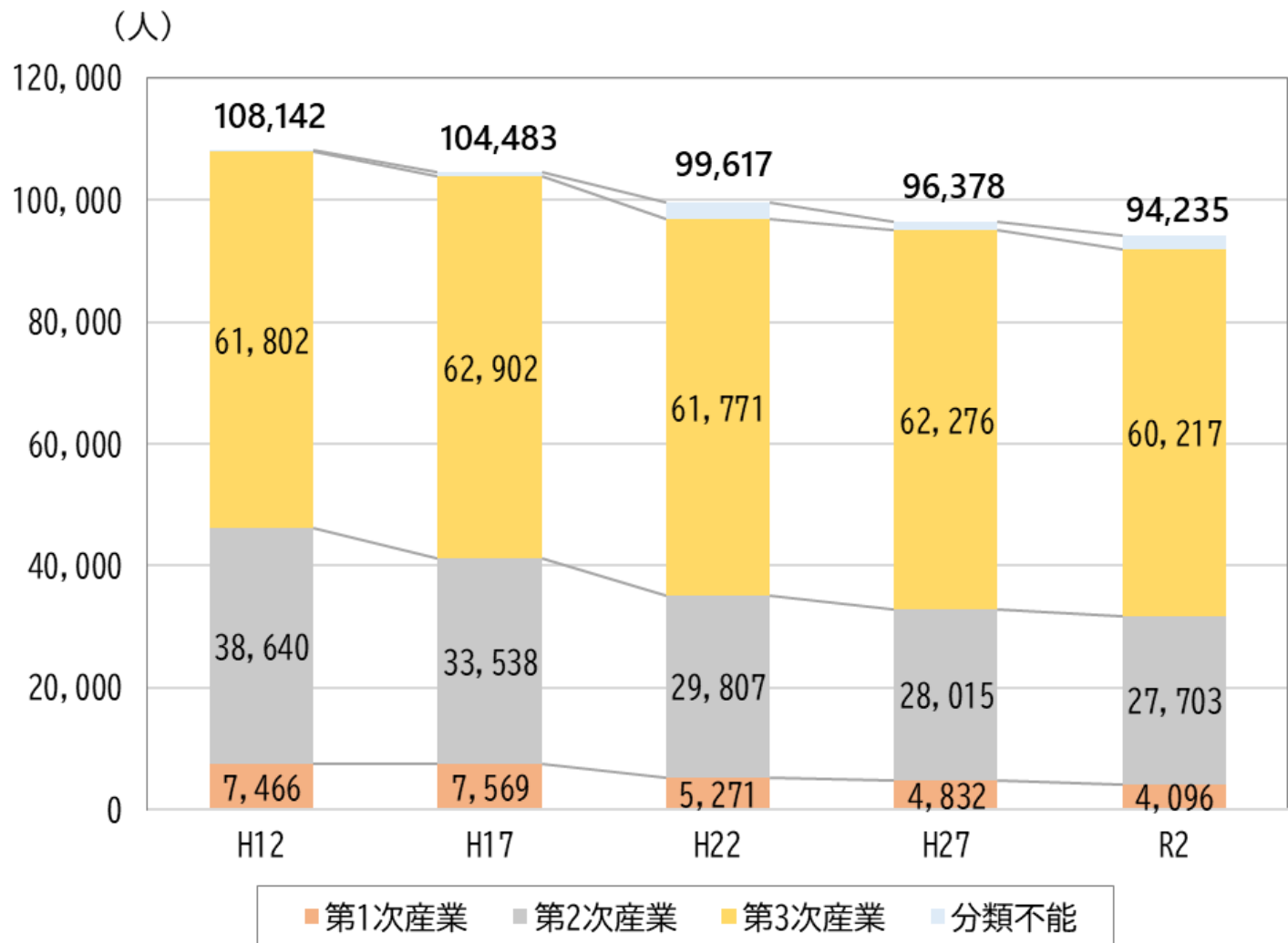
- ・R4年度の市内総生産は、新潟市(約3兆2,350億円)、長岡市(約1兆1,932億円)に次ぐ第3位となっている。
- ・第3次産業全体が減少傾向にあることを受け、市内総生産全体も減少に転じている。



資料:新潟県「市町村民経済計算」

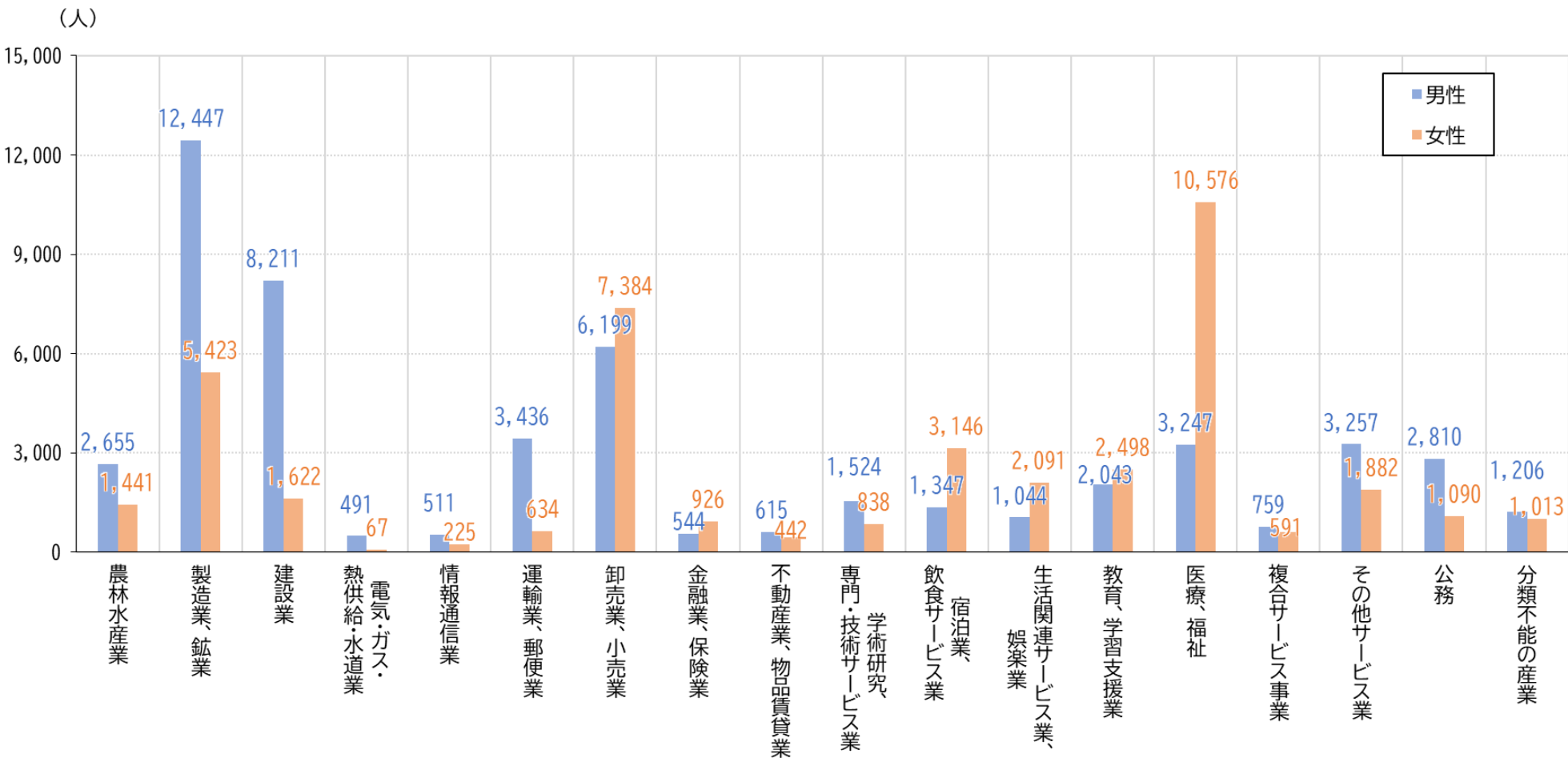
(7)

就業構造



出所) 総務省「国勢調査」

- ・生産年齢人口の減少が就業者数全体の減少につながっている。
- ・第1次産業や第2次産業は減少が続いている。



出所) 総務省「国勢調査」

・製造業や建設業などの第2次産業の就業者数では男性がおよそ4分の3を占めている一方で、医療、福祉の就業者数の割合は女性が4分の3以上となっている。

令和8年市民の声アンケート（概要）について



令和8年市民の声アンケート調査結果(概要)

1 調査概要

第7次総合計画後期基本計画の策定及び各施策・事業の推進の参考とするため、市民の声アンケートを実施し、市民の生活実態や実感、市の取組に対する満足度・重要度を定量的に把握するとともに、過去に実施した調査結果との比較・分析を行った。

	今回調査 (R8)	前回調査 (R4)
調査地域	上越市全域	
調査対象	満18歳以上の3,000人	満18歳以上の5,000人
調査方法	【配布】郵送 【回収】郵送またはWEB回答	郵送による配布・回収
調査期間	令和8年1月7日～21日	令和4年1月14日～5日
回収数	1,524	2,271
有効回答率	50.8%	45.4%

2 調査結果

(1) 生活実態・実感

現在の生活実態・実感（26項目）についてうかがった。

○実感の高い・低い項目（上位3・下位3）

順位	項目	割合（※）
1	自然が豊かである	93.1%
2	治安がよい	90.7%
3	海や山の幸に恵まれ、食や特産物が豊富である	85.8%
⋮		
24	バスや鉄道などの生活基盤が整っている	23.0%
25	市外からの来訪者との交流の機会が多い	12.4%
26	観光PRが盛んで観光客が多い	10.5%

※「そう感じる」、「ある程度感じる」の合計

○前回調査との実感の比較（上位3・下位3）

順位	項目	実感の変化
1	美しい街並みや景観が整っている	+9.3pt
2	買い物が便利である	+1.5pt
3	働く場が整っている	+0.5pt
⋮		
24	集落や町内会などの活動が盛んである	▲7.7pt
25	医療のサービスが整っている	▲8.1pt
26	出産や子育てがしやすい	▲9.5pt

(2) -① 市の取組に対する満足度・重要度（スコア）

- ・ 前回調査との比較をするため、前回調査時の項目を継続しつつ、必要な項目を追加した全64項目についてうかがった。
（「外国人を含めた共生社会の推進」を追加）
- ・ また、満足度と重要度の評価を点数化した「平均スコア」により、各項目について前回調査との比較を行った。

【平均スコアの算出方法】

「満足している・大変重要である」に+2、「やや満足している・ある程度重要である」に+1、「どちらともいえない」に0、「やや不満である・あまり重要ではない」に-1、「不満である・重要ではない」に-2を、それぞれの回答数にかけ合わせ、平均点(平均スコア)を算出。

○満足度の高い・低い項目（上位3・下位3）

順位	項目	平均スコア
1	水道水の供給	0.65
2	生活排水の処理対策	0.61
3	ごみの減量とリサイクル	0.52
⋮		
62	商業の振興	▲0.32
63	上越妙高駅周辺の活性化	▲0.40
64	公共交通の利便性向上	▲0.50

○重要度の高い・低い項目（上位3・下位3）

順位	項目	平均スコア
1	防災対策	1.52
2	雪対策	1.48
3	医療体制の充実	1.42
⋮		
62	市民参画のまちづくり	0.46
63	国際的な文化交流の推進	0.42
64	外国人を含めた共生社会の推進	0.37

○前回調査との満足度の比較（上位3・下位3）

順位	項目	増減
1	障害のある人の自立・社会参加	+0.09
2	直江津港の利用促進	+0.06
3	課題を抱える世帯への支援	+0.06
⋮		
61	防災対策	▲0.14
62	医療体制の確保	▲0.20
63	水道水の供給	▲0.23

○前回調査との重要度の比較（上位3・下位3）

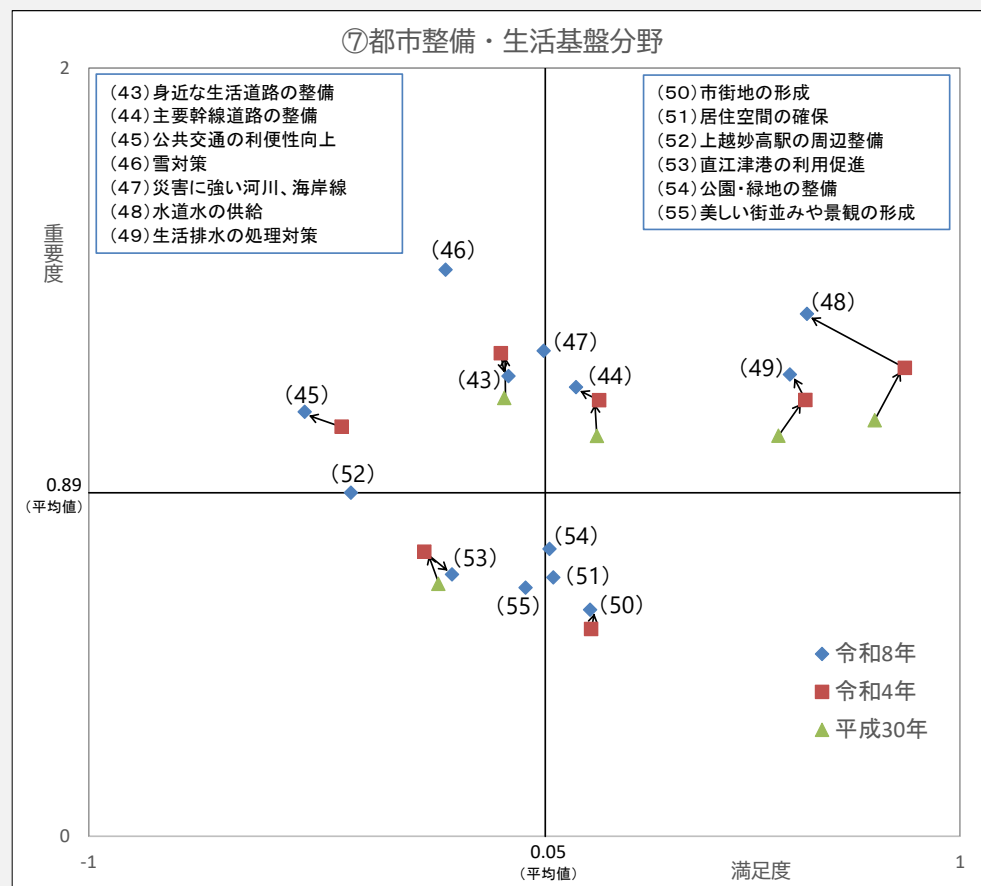
順位	項目	増減
1	水道水の供給	+0.14
2	農業の振興	+0.10
3	農村地域の基盤整備	+0.08
⋮		
61	課題を抱える世帯への支援	▲0.15
62	地球温暖化対策	▲0.20
63	再生可能エネルギー	▲0.37

※前回調査との比較は新設項目を除く63項目

(2) -② 市の取組に対する満足度・重要度（プロット図による分析）

- ・プロット図は、横軸に満足度の平均スコアを、縦軸に重要度の平均スコアをとり、各項目を表している。
- ・図の中心点は、64項目の全体の平均スコア（満足度0.05、重要度0.89）を示している。
- ・過去の調査結果と比較して、満足度と重要度の平均スコアの変化が大きかった項目は変化の様子を示し、要因などの考察を記載している。

【プロット図による分析の例】 ※各分野のプロット図及び変化の要因の考察は、別冊2「令和8年上越市市民の声アンケート報告書」参照



【変化が大きい項目】

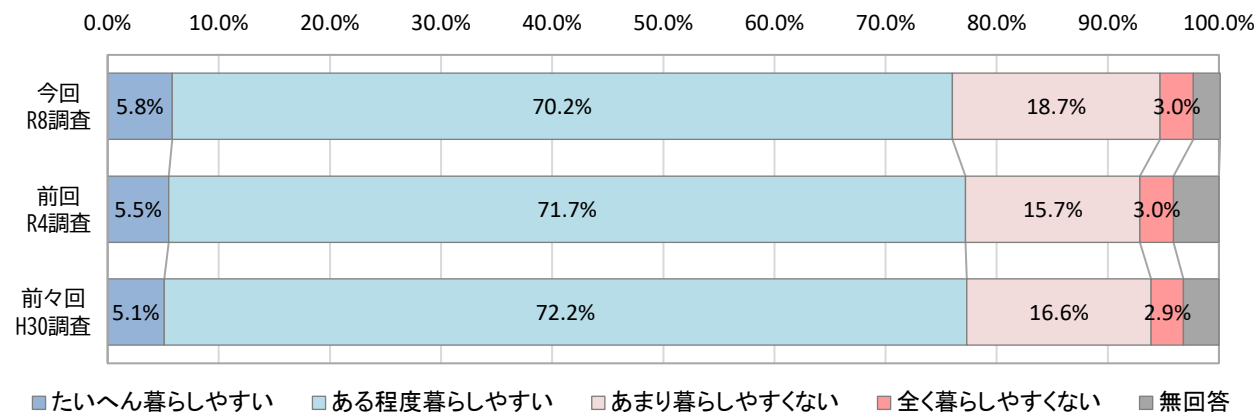
満足度		重要度	
上昇	(53)直江津港の利用促進	上昇	(48)水道水の供給 (49)生活排水の処理対策 (50)市街地の形成
低下	(44)主要幹線道路の整備 (45)公共交通の利便性向上 (48)水道水の供給	低下	(43)身近な生活道路の整備 (53)直江津港の利用促進

【考 察】

- ・多くの項目で前回調査から満足度が低下した。
- ・「(45)公共交通の利便性向上」では、ダイヤ改正やバス路線の再編等による減便、待ち時間の増加等を受け、特に公共交通に頼らざるを得ない年代からの満足度が低下したと考えられる。
- ・「(48)水道水の供給」は、全項目の中でも満足度・重要度ともに高い水準であるが、R7年の記録的な渇水に伴う市民への節水要請や、老朽化した水道管からの漏水事故等の全国的な発生・報道などから、前回調査からの満足度の低下及び重要度の上昇につながったと考えられる。
- ・「(53)直江津港の利用促進」では、R6年の「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録やR7年のクルーズ客船の寄港を契機として市民の関心が高まった中、小木直江津航路の利用促進やポートセールスの取組が一定程度評価されたことにより、満足度が上昇したものと考えられる。

(3) 暮らしやすさ

暮らしやすい（「たいへん暮らしやすい」、「ある程度暮らしやすい」の合計）と感じている市民は76.0%となっており、前回調査から大きな変化は見られなかった。



(4) 居住の意向

「住み続けたい」と感じている市民は36.4%、「どちらかといえば住み続けたい」と感じている市民との合計は69.3%となっており、前回調査からやや低下した。

